

日医発第842号（保険）
令和8年7月31日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

高額療養費制度の見直しに係る
健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第240号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第117号）が本年7月29日に公布されました。本件は、高額療養費制度の見直しに関する改正であり、令和8年8月1日及び令和9年8月1日の2段階で施行されることとなっております。主な見直し内容は下記のとおりです。

記

【令和8年8月～令和9年7月】

- ・各所得区分の自己負担限度額（月額）の引き上げが行われる。
- ・新たに自己負担限度額（年額）※が導入される。

- ※ 年間上限の支給を受ける場合、必要事項を記載した申請書を保険者に提出する
- ・多数回該当※については、現行の設定金額を据え置く。

- ※ 直近12ヶ月以内に3回上限額に達した場合、4回目から上限額が下がる仕組み
- ・70歳以上の外来に係る自己負担限度額（外来特例）については、住民税非課税（所得が一定以下）の区分以外は、月の上限額の引き上げが行われるとともに、住民税非課税の所得区分に年間上限が導入される。

【令和 9 年 8 月～】

- ・各所得区分をさらに 3 区分に細分化し、細分化後の上位 2 区分については、自己負担限度額（月額）の引き上げが行われる。
- ・年収 200 万円未満の所得区分について、多数回該当の設定金額の引き下げが行われる。

等

なお、金額等の詳細につきましては添付資料をご参照ください。
つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について
（令 8.7.29 保発 0729 第 14 号 厚生労働省保険局長）
- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令（内閣総理大臣）
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働大臣）
（令和 8 年 7 月 29 日 官報 号外第 169 号 抜粋）
- ・高額療養費制度の見直しに関する周知広報について
（令 8.7.29 事務連絡 厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課）

保発 0729 第 14 号
令和 8 年 7 月 29 日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 240 号。以下「改正政令」という。）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 117 号。以下「改正省令」という。）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

高齢化の進展や高額薬剤の開発・普及等により、医療費が年々増大していく中において、「制度の持続可能性の確保」と「長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能の強化」を行う観点から行うものである。制度全体の持続可能性の確保の観点から、低所得の方の負担に配慮しつつ、主に療養期間が短期の方に対して、一人当たり医療費の伸びに応じた追加のご負担をお願いする一方で、「多数回該当」の金額を維持した上で、新たに「年間上限」を設けるとともに、年収 200 万円未満の方の「多数回該当」の金額を引き下げるなど、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化している。

第 2 改正の内容

I. 改正政令

- 1 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）

の一部改正（改正政令第 1 条及び第 2 条関係）

- ① 月間の高額療養費及び 70 歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第 42 条第 1 項から第 8 項まで及び第 10 項関係）

算定基準額については、令和 8 年 8 月 1 日施行分及び令和 9 年 8 月 1 日施行分について、それぞれ別紙のとおりとすること。

※ 月間の高額療養費に係る 75 歳到達月の特例については現行と同様とし、当該月の算定基準額については別紙の表の金額に 2 分の 1 を乗じた額とすること。

- ② 年間の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第 41 条の 3 並びに第 42 条第 11 項及び第 12 項関係）

計算期間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）に当該保険者の被保険者又はその被扶養者として受けた療養に係る自己負担額（月間の高額療養費、外来療養に係る年間の高額療養費又はそれらに係る附加給付が支給されている場合は、支給後の額）を合算し、基準日（7 月 31 日）時点の所得区分に応じて定める算定基準額を超える場合は、その超える分を支給すること。

算定基準額については、令和 8 年 8 月 1 日施行分及び令和 9 年 8 月 1 日施行分について、それぞれ別紙のとおりとすること。

- ③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

- 2 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。）の一部改正（改正政令第 3 条及び第 4 条関係）

1 ①及び②に準じた改正（船保令第 8 条の 3 及び第 9 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

- 3 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）の一部改正（改正政令第 5 条及び第 6 条関係）

1 ①及び②に準じた改正（国保令第 29 条の 2 の 3 及び第 29 条の 3 関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）の一部改正（改正政令第 7 条及び第 8 条関係）

1 ①及び②に準じた改正（高確令第 14 条の 3、第 15 条及び第 16 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

- 5 準備行為及び経過措置

- ① 限度額適用の認定については、施行後速やかに被保険者が保険医療機

関等において現物給付を受けることができるよう、本政令の施行日前においても保険者がその認定を行うことができることとすること。(改正政令附則第2条から第9条まで関係)

- ② 本政令の施行日(令和8年8月1日)に資格を喪失した者については、当該日を年間上限(健保令第41条の3の規定等により支給される高額療養費をいう。以下同じ。)の支給に係る基準日とみなす取り扱いとすること。(改正政令附則第17条、第20条、第23条及び第26条関係)
- ③ 本政令の施行日(令和8年8月1日及び令和9年8月1日)前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、それぞれなお従前の例とすること。(改正政令附則第18条、第21条、第24条及び第27条関係)
- ④ 「～約200万円」区分(標準報酬月額15万円以下等。詳細は別紙参照)に該当することが確認できた者については、令和8年8月1日から令和9年7月31日の計算期間に係る年間上限について、算定基準額を41万円として適用すること。(改正政令附則第19条、第22条、第25条及び第28条関係)

6 施行期日

一部を除き、令和8年8月1日から施行すること。

※ 改正政令第2条、第4条、第6条及び第8条等については、令和9年8月1日施行(別紙参照)

II. 改正省令

1 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。)の一部改正(改正省令第1条関係)

- ① 年間上限の支給申請等に関する事項(健保則第109条の2の2の2及び第111条関係)

年間上限の支給を受けようとする被保険者は、必要事項を記載した申請書を保険者に提出すること。ただし、当該規定に関わらず、保険者が別段の定めをすることができること。

- ② 年間上限に係る所得区分に関する事項(健保則第103条の2から第103条の6まで関係)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下単に「要保護者」という。)である者であって、限度額適用・標準負担額減額認定の適用を受けることにより生活保護を必要としない者については、現行の月間の高額療養費の所得区分と同様に、「住民税非課税」の所得区分に含むものとする。

- ③ 外来年間上限の支給申請等に関する事項(健保則第109条の2関係)
「住民税非課税」区分の外来年間上限の導入に伴い、外来年間上限の

支給申請にあたっては、当該区分に該当することを証する書類を添付するものとする。ただし、マイナンバーを利用した情報照会により確認できるときは、この限りでないこと。

④ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行規則(昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。)の一部改正(改正省令第 2 条関係)

1 ①から③までに準じた改正(船保則第 92 条の 2 から第 92 条の 6 まで及び第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 の 2 関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。)の一部改正(改正省令第 3 条関係)

1 ①及び③に準じた改正(国保則第 27 条の 17、第 27 条の 17 の 2 及び第 27 条の 17 の 4 関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。)の一部改正(改正省令第 3 条関係)

1 ①及び②に準じた改正(高確則第 62 条の 5、第 65 条の 2 から第 65 条の 4 まで、第 70 条の 4 から第 70 条の 6 まで、第 71 条の 3 及び第 71 条の 6 関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

5 施行期日

令和 8 年 8 月 1 日から施行すること。

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和8年8月～令和9年7月）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	国保（旧ただし書き所得）			多数回該当		
		健保（標準報酬月額）	901万円超				
	約1,160万円～	83万円以上	901万円超	3割 (※1)	270,300 + (医療費－901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	600万円～901万円		179,100 + (医療費－597,000) × 1%	<93,000>	1,110,000
	約370万円～約770万円	28万円～50万円	210万円～600万円		85,800 + (医療費－286,000) × 1%	<44,400>	530,000
	～約370万円	26万円以下	210万円以下		61,500		530,000 (※6)
	住民税非課税				36,900	<24,600>	290,000

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）	多数回該当	
		健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）				
	約1,160万円～	83万円以上	690万円以上	3割	270,300 + (医療費－901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
	約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	380万円以上		179,100 + (医療費－597,000) × 1%	<93,000>	1,110,000
	約370万円～約770万円	28万円～50万円	145万円以上		85,800 + (医療費－286,000) × 1%		530,000
	～約370万円	26万円以下 (注2)	145万円未満 (注2、3)	22,000 (年間上限216,000)	61,500 (年間上限216,000)	<44,400>	530,000 (注6)
	住民税非課税			70～74歳 2割 75歳以上 1割 (注4)	11,000 (年間上限96,000)	<24,600>	290,000
	住民税非課税（所得が一定以下）			8,000	15,700	—	180,000

※1 義務教育就学前の者については2割。
※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※4 課税所得が28万円以上かつ年収収入+その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。
※5 「年収換算 約200万円（健保：15万円以下、国保：80万円以下）」区分に該当する者が確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。
※6 「年収換算 約200万円（健保：15万円以下、国保・後期：28万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和9年8月～）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		多数回該当	年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）			国保（旧ただし書き所得）			
70歳未満	約1,650万円～	127万円以上		3割 (※1)	342,000 + (医療費－1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000	
	約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円			303,000 + (医療費－1,010,000) × 1%			
	約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円			270,300 + (医療費－901,000) × 1%			
	約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円			209,400 + (医療費－698,000) × 1%			
	約950万円～約1,040万円	62万円～68万円			194,400 + (医療費－648,000) × 1%			
	約770万円～約950万円	53万円～59万円			179,100 + (医療費－597,000) × 1%			
	約650万円～約770万円	44万円～50万円			110,400 + (医療費－368,000) × 1%			
	約510万円～約650万円	36万円～41万円			98,100 + (医療費－327,000) × 1%			
	約370万円～約510万円	28万円～34万円			85,800 + (医療費－286,000) × 1%			
	約260万円～約370万円	20万円～26万円			69,600			
	約200万円～約260万円	16万円～19万円			65,400			
	～約200万円	15万円以下			61,500			
住民税非課税						<34,500>	410,000	
						<24,600>	290,000	

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）			
	年収換算	健康（標準報酬月額）			外来（個人ごと）	多数回該当				
		健保（標準報酬月額）	国民・後期（課税所得）							
	約1,650万円～	127万円以上	1,107万円以上	3割	342,000 + (医療費－1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000			
	約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	900万円以上		303,000 + (医療費－1,010,000) × 1%					
	約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	690万円以上		270,300 + (医療費－901,000) × 1%					
	約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	614万円以上		209,400 + (医療費－698,000) × 1%					
	約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	504万円以上		194,400 + (医療費－648,000) × 1%					
	約770万円～約950万円	53万円～59万円	380万円以上		179,100 + (医療費－597,000) × 1%					
	約650万円～約770万円	44万円～50万円	280万円以上		110,400 + (医療費－368,000) × 1%					
	約510万円～約650万円	36万円～41万円	203万円以上		98,100 + (医療費－327,000) × 1%					
	約370万円～約510万円	28万円～34万円	145万円以上		85,800 + (医療費－286,000) × 1%					
	約260万円～約370万円	20万円～26万円 (注2)	57万円以上 (注2、3)		28,000			69,600	<44,400>	530,000
	約200万円～約260万円	16万円～19万円	28万円以上		(年間上限216,000)			65,400		
	～約200万円	15万円以下	28万円未満 (注4)		70～74歳 2割 75歳以上 1割 (注5)			22,000 (年間上限216,000)	61,500	410,000
		住民税非課税		13,000 (年間上限96,000)		25,700	<24,600>	290,000		
		住民税非課税（所得が一定以下）			8,000	15,700	180,000			

※1 義務教育修了前の者については2割。
※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※4 後期については、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満（被保険世帯の場合は320万円未満）の場合も含む。
※5 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（被保険世帯の場合は320万円以上）の者については2割。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名
御璽

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百四十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五條第二項（同法第百四十九條において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第第八十三條第二項、防衛省の職員に用いる等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十條第二項（私立学校教職員共済法（昭和三十三年法律第百四十五号）第二十五條において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七條第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百九十二條第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十六條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「第七項」を「第八項」に改める。

第四十一条第一項第一号中、「第四十三條及び附則第二條」を「及び第四十三條」に改め、「第五項まで」の下に、「第四十一條の三」を加へ、並びに附則第二條を削り「第四十二條第五項」を「第四十一條の三第一項第一号」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第四十二條第五項」を「第四十一條の三第一項第一号」に改め、同条第三項中「及び附則第二條第二項第一号」を削り、同条第四項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第五項中「第三項第一号及び第二号」を「第三項各号」に改める。

第四十一条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「年間の高額療養費の支給要件及び支給額」を付し、同条第一項第一号中「この条並びに第四十三条の第二項、第二項、第五項及び第七項において」を削り、同条第八項中「特別区を含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の三 高額療養費は、計算期間において、基準日被保険者又はその被扶養者がそれぞれ当該被保険者の被保険者又はその被扶養者として受けた療養（法第九十八条第一項（法第一百条第七項及び第一百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付に係る療養（次項及び第四十一条の二において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（第四十一条第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合）であつては、当該支給額を控除した額とし、法第五十三条に規定するその他の給付として次に掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）から七十歳以上年間世帯支給総額（次項に規定する七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から同項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（同条第四項各号に掲げる療養（以下「七十五歳到達時特別対象療養」という。）に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

二 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第四十一条第一項第一号イからハまでに掲げる額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

2 前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る額を合算した額（第四十一条第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、法第五十三条に規定するその他の給付として前項各号に掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）以下この項において「七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額」という。）が七十歳以上年間高額療養費算定基準額を超える場合は、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として基準日被保険者に支給する。

第四十二条第一項第一号中「八百百円と、第四十一条第一項第一号及び第二号」を「八万五千八百百円と、第四十一条第一項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第四十一条第一項第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第四十一条第一項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百百円と、第四十一条第一項第一号及び第二号」を「十七万九千四百百円と、第四十一条第一項各号」に、「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百百円」を「六万五千五百百円」に改め、同項第五号中「所得割を除く」の下に「第十項第二号、第十一項第四号及び」を加え、「（特別区を含む。同号において同じ。）」を削り、「第三項」を「以下この条に」に、「及び」を「又は」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項第一号中「四万五十円と、第四十一条第二項第一号及び第二号」を「四万二千九百円と、第四十一条第二項各号」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「十二万六千三百百円と、第四十一条第二項第一号及び第二号」を「十三万五千五百十円と、第四十一条第二項各号」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「八万三千七百円と、第四十一条第二項第一号及び第二号」を「八万九千五百五十円と、第四十一条第二項各号」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「規定する」を「掲げる」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同条第三項第一号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第四十一条第三項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号」を「十七万九千四百百円と、第四十一条第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八百百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号」を「八万五千八百円と、第四十一条第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百百円」を「二万五千七百百円」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「第四十三条の三第二項第六号」を「第十二項第五号及び第四十三条の三第二項第六号」に、「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「八万三千七百百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百百円」を「一万二千八百五十円」ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百百円

とする。」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第五項中「同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第四十三条の二第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）」を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「二万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「二万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三項第六号に掲げる者 八千円

[illegible]

八 第三項第六号に掲げる者 八千円

第四十二条第八項第一号中「又は」を「及び」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号中「二万五千円」を「二万五千七百円」に改め、同条第十項中「前条第一項」を「第四十一条の第二項」に、「十四万四千円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一次号に掲げる者以外の者 二十一万六千円

「市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第二項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村税法を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう）である被保険者又は基準日において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者 九万六千円

第四十二条に次の二項を加える。

11 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める

額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 五十三万円

二 基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者 百六十八万円

三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者 百一十万円

四 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第十二項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むもの）とし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く）をいう。次項第四号において同じ。）である被保険者又は基準日において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者（前二号に掲げる者を除く） 二十九万円

前条第二項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

次号から第五号までに掲げる者以外の者 五十三万円

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四十三条の三第二項第二号から第四号までにおいて「第三号適用者」という）であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上のもの 百六十八万円

三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の第三号適用者 百十一万円

四 市町村民税非課税者である被保険者又は基準日において要保護者である者であつて厚生労働

五 被保険者及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日の前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度の分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者又は基準日において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者（第二号又は第三号に掲げる者を除く。） 十八万円

第四十三條第一項第一號イ

八万六千円」に改め、同号口中「二十五万二千六百円」を「三十七万三千三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号八中「十六万七千四百円」を「十七万九千五百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号二中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「三十七万三千三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号八中「十六万七千四百円」を「十七万九千五百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号二中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ホ中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」ただし、高療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。に改め、同号へ中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同項第三号イ中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ロ中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「四十二万二千円」を「四十五万五千円」に改め、同号ハ中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「三十七万九千円」を「三十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」ただし、高療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。に改め、同号へ中「七千五百円」を「七

千八百五十円」に改め、同項第四号中「又はロ」を「から八まで」に改め、同号イ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「八千円」を「一万千円」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八千円

第四十三条第九項及び第十項中「第四十一条」の下に「及び第四十一条の三」を加え、同条第十一項中「その資格」を「当該被保険者の資格」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 被保険者（基準日被保険者を除く。）が計算期間において当該被保険者の資格を喪失した場合における第四十一条の三の規定による高額療養費の支給については、当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日を基準日とみなして、同条並びに前条第十一項及び第十二項の規定を適用する。

第四十三条の二第二項中「次項の」を「次項に規定する」に改め、同項第一号中「法第九十八条第一項（法第一百条第七項及び第一百十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を「継続給付に係る療養」に、「又は第四十一条の二」を「第四十一条の二又は第四十一条の三」に改め、同条第四項中「療養（第一号に規定する）」及び「療養（同号に規定する）」を「療養（二に「係る同号」を「係る第一号」に改め、同条第五項中「次項の」を「次項に規定する」に改める。

第四十三条の三第二項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて」を削り、「もの」を「第三号適用者」に改め、同項第三号及び第四号中「第三号適用者であつて」を削り、「もの」を「第三号適用者」に改め、同条第五項の表中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に、「第四十四条第七項」を「第四十四条第八項」に改める。

第四十四条第一項中「第十項」の下に「から第十二項まで」を加え、同条第二項中「第四十一条の二第一項及び第二項」を「第四十一条の二第二項、第四号、第八号、第十号、第十四号及び第十六号に係る部分を除く」、同条第三項に「並びに」を、「第四十一条の三」に改め、「第四十二条第十項」の下に「同条第十一項（第二号及び第三号に係る部分を除く。）及び同条第十二項（第二号及び第三号に係る部分を除く）」を加え、同条第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 日雇特例被保険者（基準日において日雇特例被保険者である者を除く。）が計算期間において法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けた場合又は法第二百六十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した場合における第四十一条の三の規定による高額療養費の支給については、当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日（計算期間において当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日が複数ある場合にあつては、これらの日のうち最も遅い日）の前日を基準日とみなして、第二項の規定及び同項において準用する規定を適用する。

第六十一条第一項中「特別区を含むものとし」を削り、同条第二項中「特別区を含む。次項において同じ。」を削る。

第六十二条中「特別区を含む。」を削る。

附則第二条及び第三条を削り、附則第四条を附則第二条とし、附則第五条を附則第三条とし、附則第六条及び第七条を削り、附則第八条を附則第四条とし、附則第九条から第十一項までを四条ずつ繰り上げる。

第二条 健康保険法施行令の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第一号中「次号から第五号までに掲げる者以外の者」を「療養のあつた月の標準報酬月額が百二十七万円以上の被保険者又はその被扶養者」に、「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十

四万百円」に改め、同項第五号中「第十一項第四号」を「第十一項第五号」に、「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第六号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「二十八万円」を「十六万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 療養のあつた月の標準報酬月額が四十四万円以上五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 十一万四百円と、第四十一条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 療養のあつた月の標準報酬月額が三十六万円以上四十四万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 九万八千円と、第四十一条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九 療養のあつた月の標準報酬月額が二十八万円以上三十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 八万五千八百円と、第四十一条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十 療養のあつた月の標準報酬月額が二十万円以上二十八万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあつた月の標準報酬月額が十六万円以上二十万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第四十二条第一項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 療養のあつた月の標準報酬月額が七十一万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 二十万九千四百円と、第四十一条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 療養のあった月の標準報酬月額が六十二万円以上七十一万円未満の被保険者又はその被扶養者 十九万四千四百円と、第四十一条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第四十二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 療養のあった月の標準報酬月額が百三万円以上百二十七万円未満の被保険者又はその被扶養者 三十万三千円と、第四十一条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五千元とする。

第四十二条第二項第一号中「次号から第五号までに掲げる被保険者以外の」を「前項第一号に掲げる」に、四万二千九百円を「十七万五千元」に、十四万三千円を「五十七万円」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「七万五千元」に改め、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第十二号」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「一万七千二百五十円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 前項第七号に掲げる被保険者 五万五千二百円と、第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる被保険者 四万九千五百円と、第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

九 前項第九号に掲げる被保険者 四万二千九百円と、第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十四万三千円に満たないときは、十四万三千円）から十四万三千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十 前項第十号に掲げる被保険者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる被保険者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第四十二条第二項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる被保険者 十万四千七百円と、第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる被保険者 九万七千二百円と、第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第四十二条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる被保険者 十五万五千五百円と、第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千元とする。

第四十二条第三項第一号中「次号から第六号までに掲げる者以外の者」を「法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあった月の標準報酬月額が百二十七万円以上の被保険者又はその被扶養者」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円と、第四十一条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万五千元」に改め、同項第六号中「第十二項第五号」を「第十二項第六号」に、「第二号から第四号まで」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前三号」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「五十三万円」を「三十六万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 療養のあった月の標準報酬月額が二十万円以上の被保険者又はその被扶養者（前各号、第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあった月の標準報酬月額が十六万円以上二十万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十二 療養のあった月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第四十二条第三項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が四十四万円以上五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十一万四千百円と、第四十一条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が三十六万円以上四十四万円未満の被保険者又はその被扶養者 九万八千百円と、第四十一条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第四十二条第三項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が七十一万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 二十万九千四百円と、第四十一条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が六十二万円以上七十一万円未満の被保険者又はその被扶養者 十九万四千四百円と、第四十一条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第四十二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が百三万円以上百二十七万円未満の被保険者又はその被扶養者 三十万三千円と、第四十一条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第四十二条第四項第一号中「三万七千五百円」を「十七万七千円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満である

ときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「七万五十円」に改め、同項第六号中「前項第六号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 前項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十二 前項第十二号に掲げる者 三万七千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第四十二条第四項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 前項第七号に掲げる者 五万五千二百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる者 四万九千五百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第四十二条第四項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる者 十万四千七百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 九万七千二百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第四十二条第四項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十五万五千五百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

第四十二条第五項第一号中「第三項第一号」を「第三項第十号又は第十一号」に、「二万二千元」を「二万八千元」に改め、同項第三号中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「一万元」を「一万三千元」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三項第十二号に掲げる者 二万二千元

第四十二条第七項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千元」に、「四万二千九百円」を「一十七万千元」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に、「十四万三千元」を「五十七万円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万五千元」に、「二万二千二百円」を「七万五千元」に改め、同号ホ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に、「二万二千二百円」を「二万七千二百五十円」に改め、同号ニを同号ヲとし、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第六号」に、「八に」を「へ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第二項第七号に掲げる者 十一万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第四十一条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八万四千円。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

チ 第二項第八号に掲げる者 九万八千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万九千五百円）と、第四十一条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このチにおいて同じ。）に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

リ 第一項第九号に掲げる者 八万五千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万二千九百円）と、第四十一条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十四万三千元。以下このリにおいて同じ。）に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ロ 第一項第十号に掲げる者 六万九千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ル 第一項第十一号に掲げる者 六万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第四十二条第七項第一号ロ中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「ロに」を「ハに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第一項第四号に掲げる者 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十万四千七百円）と、第四十一条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 十九万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円）と、第四十一条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第四十二条第七項第一号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第二号に掲げる者 三十万三千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円）と、第四十一条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千元。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万元）から百一万元を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千元）とする。

第四十二条第七項第二号中「ハまでに掲げる者」を「カまでに掲げる者」に、「ハまでに定める」を「カまでに定める」に改め、同号イ中「六万五千五百円」を「三十四万二千元」に、「三万七千五百円」を「一十七万千元」と、第四十一条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用

の額（その額が百十四万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十七万円。以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万円」に、「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号へ中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号へを同号カとし、同号ホ中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第三項第四号」を「第三項第九号」に、「二」を「リ」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 第三項第十号に掲げる者 六万九千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ル 第三項第十一号に掲げる者 六万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ヲ 第三項第十二号に掲げる者 六万五千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万七百五十円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千二百五十円）とする。

第四十二条第七項第二号ハ中「第三項第三号」を「第三項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第三項第七号に掲げる者 十一万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第四十一条第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八万四千円。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

チ 第三項第八号に掲げる者 九万八千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万九千五百円）と、第四十一条第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このチにおいて同じ。）に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第四十二条第七項第二号ロ中「第三項第二号」を「第三項第三号」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第三項第四号に掲げる者 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十万四千七百円）と、第四十一条第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ホ 第三項第五号に掲げる者 十九万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円）と、第四十一条第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第四十二条第七項第二号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者 三十万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千円）と、第四十一条第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

第四十二条第七項第三号中「八まで」を「二まで」に改め、同号イ中「第三項第一号」を「第三項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「一万円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第十二号に掲げる者 二万二千円

第四十二条第九項第二号中「第一項第二号又は第三号」を「第一項第一号から第六号まで」に改め、同条第十一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「次項第四号」を「次項第五号」に、「前二号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者（次号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第四十二条第十二項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者（次号又は第六号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第四十三条第一項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ホ中「前条第一項第五号」を「前条第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第一項第四号」を「前条第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号ニを同号ヲとし、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第一項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十一万四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第一項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 九万八千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

リ 前条第一項第九号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八万五千八百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヌ 前条第一項第十号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第一項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第四十三条第一項第一号ロ中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

きは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第四十三条第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第四十三条第一項第二号中「イからヘまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「ロからヘまで」に掲げる者以外のものを「前条第三項第一号に掲げる」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円」と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ハ中「前条第三項第六号」を「前条第三項第十四号」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ホ中「前条第三項第五号」を「前条第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第三項第四号」を「前条第三項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リに次のように加える。

ヌ 前条第三項第十号に掲げる者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第三項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヲ 前条第三項第十二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第四十三条第一項第二号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第三項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十一万四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第三項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 九万八千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第四十三条第一項第二号口中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている」に改め、同号口を同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第三項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第四十三条第一項第二号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万四百円とする。

第四十三条第一項第三号中「イからハまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「ロからハまでに掲げる者以外の」を「前条第四項第一号に掲げる」に、「三万七千五百十円」を「一十七万七千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ハ中「前条第四項第六号」を「前条第四項第十四号」に改め、同号ホを同号カとし、同号ホ中「前条第四項第五号」を「前条第四項第十三号」に改め、同号ロを同号カとし、同号ロ中「前条第四項第四号」を「前条第四項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リに次のように加える。

又 前条第四項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ル 前条第四項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ヲ 前条第四項第十二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三万七千五百十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第四十三条第一項第三号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第四項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 五万五千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、

十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを二円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ 前条第四項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 四万九千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第四十三条第一項第三号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十万四千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第四項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 九万七千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第四十三条第一項第三号イの次に次のように加える。

ロ 前条第四項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十五万五千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第四十三条第一項第四号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「及びハ」を「からニまで」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前条第五項第二号」を「前条第五項第三号」に、「一万円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第五項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 二万二千円

第四十四条第一項中「第一項第二号から第四号まで、第二項第二号から第四号まで、第三項第二号から第四号まで、第四項第二号から第四号まで、第七項第一号ロから二まで及び第二号ロから二まで、第九項第二号並びに第十号から第十二号までに係る部分を除く。」を「第一項第九号及び第十

三号、第二項第九号及び第十三号、第三項第十二号から第十四号まで、第四項第十二号から第十四号まで、第五項第二号から第四号まで、第六項、第七項第一号及びワ、第二号から力まで並びに第三号から二まで、第八項並びに第九項第一号に係る部分に限る。に、「第二項第二号から二まで、第二号口から二まで及び第三号口から二まで」を「第二項第一号からチまで及びヌからヲまで、第二号イからルまで並びに第三号イからルまで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十二条第一項第九号中「療養のあった月の標準報酬月額が二十八万円以上三十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。）とあるのは（第十三号に掲げる者以外の者）」と、同条第三項第十二号中「療養のあった月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号又は第十四号に掲げる者を除く。）とあるのは（次号及び第十四号に掲げる者以外の者）」と読み替えるものとする。

第四十四条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

第三 船員保険法施行令の一部改正

第三 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第八 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の「第八号の三」を「第八号の三第一項第一号」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第九号第五項」を「第八号の三第一項第一号」に改め、同条第四項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第五項中「第三項第二号及び第二号」を「第三項各号」に改める。

第八号の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）」を付し、同条第一項第一号中「この条並びに第十一号第一項、第二項、第四項及び第六項において」を削り、同条第六項中「特別区を含む」の下に「以下同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八号の三 高額療養費は、計算期間において、基準日被保険者又はその被扶養者がそれぞれ被保険者又はその被扶養者として受けた療養（法第六十七条第一項及び第八十二条第一項の規定による保険給付に係る療養（次項及び第十一号において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（第八号第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）から七十歳以上年間世帯支給総額（次項に規定する七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から同項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第八号第一項第一号イからヘまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（同条第四項各号に掲げる療養（以下「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

二 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第八号第一項第一号イからヘまでに掲げる額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

2 前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る額を合算した額（第八号第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。以下この項において

「七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額」という。）が七十歳以上年間高額療養費算定基準額を超える場合は、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として基準日被保険者に支給する。

第九 第九号第一項第一号中「八万百円」と、第八号第一項第一号及び第二号を「八万五千八百円」と、第八号第一項各号に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」と、第八号第一項第一号及び第二号を「二十七万三千円」と、第八号第一項各号に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」と、第八号第一項第一号及び第二号を「十七万九千九百円」と、第八号第一項各号に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第五号中「所得割を除く。」の下に「第十項第二号、第十一項第四号及び」を加え、「特別区を含む。同号において同じ。」を削り、「第三項に」を「以下この条に」に「及び」を「又は」に「三万五千四百円を三万六千九百円」に改め、同条第二項第一号中「四万五千円」と、第八号第二項第一号及び第二号を「四万二千九百円」と、第八号第二項各号に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第二号中「規定する」を「掲げる」に、「十二万六千三百円」と、第八号第二項第一号及び第二号を「十三万五千五百円」と、第八号第二項各号に、「四十二万千円」を「四十五万五千円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「八万三千七百円」と、第八号第二項第一号及び第二号を「八万九千五百五十円」と、第八号第二項各号に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「規定する」を「掲げる」に、「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同条第三項第一号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」と、第八号第三項第一号及び第二号を「二十七万三千円」と、第八号第三項各号に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」と、第八号第三項第一号及び第二号を「十七万九千九百円」と、第八号第三項各号に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円」と、第八号第三項第一号及び第二号を「八万五千八百円」と、第八号第三項各号に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に改め、同項第六号中「第十二条第二項第六号」を「第十二条第五号及び第十二条第二項第六号」に、「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「四十二万千円」を「四十五万五千円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「四万五千円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」と、第八号第三項第一号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第五項中「同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第十一号第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「二万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三項第六号に掲げる者 八千円

第九 第九号第六項第一号中「又は」を「及び」に、「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五千円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第二号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同項第三号中「二万八千円」を「二万二千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第七項第一号中「次号又は」を「次号及び」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五千円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三千円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「八十四万二千円」を「九

第十二条第二項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて」を削り、ものを「第三号適用者」に改め、同項第三号及び第四号中「第三号適用者であつて」を削り、ものを「第三号適用者」に改め、同条第四項の表中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に、「第四十四条第七項」を「第四十四条第八項」に改める。

附則第二条から第五条までを次のように改める。

第二条から第五条まで 削除

第四条 船員保険法施行令の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「次号から第五号までに掲げる者以外の者」を「療養のあつた月の標準報酬月額が百二十七万円以上の被保険者又はその被扶養者」に、「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百四十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四千元」に改め、同項第五号中「第十一項第四号」を「第十一項第五号」に、「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第六号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「二十八万円」を「十六万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 療養のあつた月の標準報酬月額が四十四万円以上五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 十一万四千四百円と、第八条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 療養のあつた月の標準報酬月額が三十六万円以上四十四万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 九万八千四百円と、第八条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九 療養のあつた月の標準報酬月額が二十八万円以上三十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 八万五千八百円と、第八条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十 療養のあつた月の標準報酬月額が二十万円以上二十八万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあつた月の標準報酬月額が十六万円以上二十万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第九条第一項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 療養のあつた月の標準報酬月額が七十一万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者（二十万九千四百円と、第八条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 療養のあつた月の標準報酬月額が六十二万円以上七十一万円未満の被保険者又はその被扶養者（十九万四千四百円と、第八条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

二 療養のあつた月の標準報酬月額が百三万円以上百二十七万円未満の被保険者又はその被扶養者（三十万三千円と、第八条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万四千円とする。

九 療養のあつた月の標準報酬月額が百三万円以上百二十七万円未満の被保険者又はその被扶養者（四万二千九百円）を「七万五千円」に改め、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第十二号」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「一万七千二百五十円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 前項第七号に掲げる被保険者（五万五千二百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる被保険者（四万九千五百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

九 前項第九号に掲げる被保険者 四万二千九百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十四万三千円に満たないときは、十四万三千円）から十四万三千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十 前項第十号に掲げる被保険者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる被保険者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第九条第二項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる被保険者 十万四千七百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる被保険者 九万七千二百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第九条第二項第一号の次に次の一号を加える。
二 前項第二号に掲げる被保険者 十五万五千五百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第九条第三項第一号中「次号から第六号までに掲げる者以外の者」を「法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が百二十七万円以上の被保険者又はその被扶養者」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第六号中「第十二項第五号」を「第十二項第六号」に、「第二号から第四号まで」を「第一号から第九号まで」に

改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前三号」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「五十三万円」を「三十六万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 療養のあつた月の標準報酬月額が二十万円以上の被保険者又はその被扶養者（前各号、第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあつた月の標準報酬月額が十六万円以上二十万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十二 療養のあつた月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第九条第三項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が四十四万円以上五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十一万四百円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が三十六万円以上四十四万円未満の被保険者又はその被扶養者 九万八千八百円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第九条第三項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が七十一万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 二十万九千四百円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が六十二万円以上七十一万円未満の被保険者又はその被扶養者 十九万四千四百円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第九条第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が百三万円以上百二十七万円未満の被保険者又はその被扶養者 三十万三千元と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五千元とする。

第九条第四項第一号中「三万七千五百五十円」を「十七万七千円」と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同項第六号中「前項第六号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 前項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十二 前項第十二号に掲げる者 三万七千五百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第九条第四項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 前項第七号に掲げる者 五万五千二百円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる者 四万九千五百円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第九条第四項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる者 十万四千七百円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 九万七千二百円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第九条第四項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十五万五千五百円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万五千円に満たないときは、五十五万五千円）から五十五万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第九条第五項第一号中「第三項第一号」を「第三項第十号又は第十一号」に、二万二千円を「二万八千円」に改め、同項第三号中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三項第十二号に掲げる者 二万二千円

第九条第七項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「四万二千九百円」を「十七万七千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に、「四万三千円」を「五十七万円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万五千元」に、「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ホ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に、「二万二千二百円」に改め、同号ニを同号ヲとし、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第一項第七号に掲げる者 十一万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八万四千円。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

チ 第一項第八号に掲げる者 九万八千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万八千五百円）と、第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このチにおいて同じ。）に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

リ 第一項第九号に掲げる者 八万五千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万二千九百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十四万三千元。以下このりにおいて同じ。）に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

又 第一項第十号に掲げる者 六万九千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ル 第二項第十一号に掲げる者 六万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第九条第七項第一号ロ中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第二項第四号に掲げる者 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十万四千七百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ホ 第二項第五号に掲げる者 十九万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第九条第七項第一号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第二号に掲げる者 三十万三千元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

要した費用の額（その額が百一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千元。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千元）とする。

第九条第七項第二号中「へまでに掲げる者」を「力までに掲げる者」に、「へまでに定める」を「力までに定める」に改め、同号イ中「六万五千五百円」を「三十四万二千円」に、「三万七百五十円」を「十七万千円」と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百十四万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十七万円。以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に、「二万二千二百円」を「七万五十円」に改め、同号ハ中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号ハを同号力とし、同号ホ中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第三項第四号」を「第三項第九号」に、「二」を「リ」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 第三項第十号に掲げる者 六万九千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ル 第三項第十一号に掲げる者 六万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ヲ 第三項第十二号に掲げる者 六万五千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万七百五十円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千二百五十円）とする。

第九条第七項第二号ハ中「第三項第三号」を「第三項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第三項第七号に掲げる者 十一万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八万四千円。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

チ 第三項第八号に掲げる者 九万八千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万九千五百円）と、第八条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このちにおいて同じ。）に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第九条第七項第二号ロ中「第三項第二号」を「第三項第三号」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第三項第四号に掲げる者 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十万四千七百円）と、第八条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ホ 第三項第五号に掲げる者 十九万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円）と、第八条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第九条第七項第二号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者 三十万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円）と、第八条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

第九条第七項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「第三項第一号」を「第三項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「二万千円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第十二号に掲げる者 二万二千円

第九条第九項第二号中「第一項第二号又は第三号」を「第一項第一号から第六号まで」に改め、同条第十一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「次項第四号」を「次項第五号」に、「前二号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者（次号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第九条第十二項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者（次号又は第六号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第十条第一項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ホ中「前条第一項第五号」を「前条第十二号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第一項第四号」を「前条第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号ニを同号ワとし、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第一項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第一項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

リ 前条第一項第九号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヌ 前条第一項第十号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第一項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十條第一項第一号口中「前條第一項第二号」を「前條第一項第三号」に改め、同号口を同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前條第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前條第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十條第一項第一号イの次に次のように加える。

口 前條第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十條第一項第二号中「イからハまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「口からハまでに掲げる者以外の」を「前條第三項第一号に掲げる」に、「六万五千四百円」を「三十四万二千円」と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ハ中「前條第三項第六号」を「前條第三項第十四号」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ホ中「前條第三項第五号」を「前條第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前條第三項第四号」を「前條第三項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前條第三項第十号に掲げる者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前條第三項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヲ 前條第三項第十二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第十條第一項第二号ハ中「前條第三項第三号」を「前條第三項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前條第三項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 十一万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、

三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前條第三項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 九万八千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十條第一項第二号口中「前條第三項第二号に掲げる」を「前條第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている」に改め、同号口を同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前條第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前條第三項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十條第一項第二号イの次に次のように加える。

口 前條第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十條第一項第三号中「イからハまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「口からハまでに掲げる者以外の」を「前條第四項第一号に掲げる」に、「三万七千五百円」を「十七万七千円」と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ハ中「前條第四項第六号」を「前條第四項第十四号」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ホ中「前條第四項第五号」を「前條第四項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前條第四項第四号」を「前條第四項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前條第四項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ル 前条第四項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ヨ 前条第四項第十二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 三万七百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第十條第一項第三号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ハを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ト 前条第四項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 五万五千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ 前条第四項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 四万九千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第十條第一項第三号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 十萬四千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第四項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 九万七千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十條第二項第三号イの次に次のように加える。

ロ 前条第四項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 十五万五千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第十條第一項第四号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「及びハ」を「からニまで」に「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前条第五項第二号」を「前条第五項第三号」に、「一万円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第五項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 二万二千円

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第五條 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第一項第一号中「第二十九條の三第四項第六号及び」の下に「第十四項第五号並びに」を、「いう。第二十九條の三第四項第六号」の下に「及び第十四項第五号」を加える。

第二十九條の二第二項第一号中「第五項まで」の下に、「第二十九條の二の三」を加え、「第二十九條の三第六項」を「第二十九條の二の三第三項第一号イ」に改め、同項第二号中「第二十九條の三第六項」を「第二十九條の二の三第三項第一号イ」に改め、同条第二項中「第二十九條の三第六項」を「第二十九條の二の三第三項第一号イ」に、「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第四項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第五項中「第三項第一号及び第二号」を「第三項各号」に改め、同条第九項中「国民健康保険」の下に「第二十九條の二の三第四項、」を加える。

第二十九條の二の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）」を付し、同条第一項中「高額療養費按分率」を「外来療養按分率」に、「高額療養費按分率」を「外来療養按分率」に改め、同項第一号中「この条並びに第二十九條の四の二第一項、第二項、第五項及び第七項において」を削り、同号イ中「ハまで」を「ヌまで」に改め、同項第三号中「属する世帯員」の下に「（国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の被保険者を用いる。以下同じ。）」を加え、「この条並びに第二十九條の四の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項において」を削り、同条中第八項を削り、第九項において準用する場合を含む。、第三項及び第五項において」を削り、同条中第八項を削り、第二十九條の二の三 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上年間世帯支給総額（次項に規定する七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から同項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日世帯主等に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に年間世帯合算額按分率（第一号に掲げる額から次項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を、一部負担金等年間世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 計算期間において、基準日世帯主等又は当該基準日世帯主等が国民健康保険の世帯主等であつた間に当該基準日世帯主等と同一の世帯に属する世帯員であつた者がそれぞれ当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等又は当該世帯員である者として受けた療養（被保険者として受けた療養に限り、法第五十五条第一項の規定による保険給付に係る療養（次号及び第二十九條の四の二において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額第二十九條の二第二項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第二十九條の二第二項第一号イからヌまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（同条第四項各号に掲げる療養以下「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

口 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第二十九条の第一項第一号イから又までに掲げる額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

二 基準日世帯員が計算期間における当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた間に、当該国民健康保険の世帯主等が被保険者として受けた療養（継続給付に係る療養を含む）又はその世帯員であつた者がその世帯主等であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む）に係る前号イ及びロに掲げる額の合算額（第二十九条の二第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る額を合算した額（以下この項において「七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額」という。）が七十歳以上年間高額療養費算定基準額を超える場合は、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した額に七十歳以上年間世帯合算額按分率（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る前項第一号に掲げる額を、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を高額療養費として基準日世帯主に支給する。

前二項の規定は、計算期間において当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた者（基準日世帯員に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「第一号に掲げる」とあるのは「第二号に掲げる」と、前項中「前項第一号に」とあるのは「前項第二号に」と読み替えるものとする。

4 計算期間において、一の月において、一の市町村の区域内に住所を有する被保険者（都道府県等が行う国民健康保険の被保険者に限る。）が、月の初日以外の日において当該市町村が属する都道府県内の他の市町村の区域内に住所を有するに至り、継続して同一の世帯に属すると認められるときは、当該被保険者が当該都道府県等が行う国民健康保険の被保険者として当該月に受けた療養に係る高額療養費の支給に対する第一項各号の規定の適用については、同項第一号中「二万千円」とあるのは「二万五百円」と、「二万五百円」とあるのは「五千二百五十円」とする。

第二十九條の第三項第一号中「八百百圓」と第二十九條の第二項第一号及び第二号」を「八万五千八百圓」と、第二十九條の第二項各号」に、「二十六万七千圓」を「二十八万六千圓」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百圓」と、第二十九條の第二項第一号及び第二号」を「二十七万三百圓」と、第二十九條の第二項各号」に、「八十四万二千圓」を「九十万千圓」に改め、同項第三号中「十六万七千四百圓」と、第二十九條の第二項第一号及び第二号」を「十七万九千四百圓」と、第二十九條の第二項各号」に、「五十五万八千圓」を「五十九万七千圓」に改め、同項第四号中「五万七千六百圓」を「六万五千五百圓」に改め、同項第五号中「この号及び」を「この号、第十一項第二号及び第十二項第四号並びに」に、「三万五千四百圓」を「三万六千九百圓」に改め、同条第二項中「よるものとする」の下に「第十三項及び」を加え、同条第三項第一号中「四万五十圓」を「四万二千九百圓」に、「十三万三千五百圓」を「十四万三千圓」に改め、同項第二号中「十二万六千三百圓」を「十三万五千五百圓」に、「四十二万千圓」を「四十五万五百圓」に改め、同項第三号中「八万三千七百圓」を「八万九千五百五十圓」に、「二十七万九千圓」を「二十九万八千五百圓」に改め、同項第四号中「二万八千八百圓」を「三万七百五十圓」に改め、同項第五号中「一万七千七百圓」を「一万八千四百五十圓」に改め、同条第四項第一号中「五万七千六百圓」を「六万五千五百圓」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百圓」と、第二十九條の第二第三項第一号及び第二号」を「二十七万三百圓」と、第二十九條の第二第三項各号」に、「八十四万二千圓」を「九十万千圓」に改め、同項第三号中「十六万七千四百圓」と、第二十九條の第二第三項第一号及び第二号」を「十七万九千四百圓」と、

第二十九条の二第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円」と、第二十九条の二第三項第一号及び第二号」を「八万五千八百円」と、第二十九条の二第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に改め、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「ものとする。」の下に「[第十四項第五号及び]」を加え、「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第五項第一号中「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「三十七万九千円」を「三十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第六項中「同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第二十九条の四の二第一項において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第二号中「二万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「二万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第四項第六号に掲げる場合 八千円

第二十九条の第三項第一号中「又は」を「及び」に、「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千三百円」に改め、同項第二号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「二万二千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第八項第一号中「次号又は」を「次号及び」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千三百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千五百十円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百百円」を「十七万九千九百円」に、「八万三千七百百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十九万八千五百百円」に改め、同号ニ中「五万七千六百百円」を「六万五千五百百円」に、「二万八千八百百円」を「三万七百五十百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百百円」を「三万六千九百百円」に、「一万七七七百百円」を「一万八千四百五十百円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百百円」を「六万五千五百百円」に、「二万八千八百百円」を「三万七百五十百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百百円」を「二十七万三千三百円」に、「十二万六千三百百円」を「十三万五千五百五十百円」に、「八十四万二千二百円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百百円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百百円」を「十七万九千九百百円」に、「八万三千七百百円」を「八万九千五百五十百円」に、「二十五万八千百円」を「五十九万七千七百百円」に、「二十七万九千七百百円」を「二十九万八千五百五十百円」に改め、同号ニ中「八万百円」を「八万五千七百百円」に、「二十七万九千七百百円」を「二十九万八千五百五十百円」に改め、同号ロ中「二十八万六千円」に、「十三万三千五百百円」を「十四万三千三百円」に改め、同号ホ中「十六万七千四百百円」を「二万五千七百百円」に、「二万二千三百百円」を「二万二千八百五十百円」に改め、特定疾病給付対象療養高齢療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）とする。」に改め、同号ヘ中「二万五千円」を「一万五千七百円」に、「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同号に次のように加える。

八 第四項第六号に掲げる場合 八千円

第二十九条の第三十項中「第四項第五号において「市町村民税世帯非課税」の下に「の場合」を加え、」と、第四項第五号中「の場合」とあるのは「を」の場合」と、第四項第五号中「市町村民税世帯非課税の場合」とあるのは「市町村民税世帯非課税」に改め、同条第十一項中「前条第一項」を「第二十九条の二の第二項」に「それぞれ十四万四千円」を「次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 二十一万六千円

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等及びその世帯員の全てについて基準日の属する年度の前年度（次条第八項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。） 九万六千円

第二十九条の第三十二項の表第一項第一号の項中「八万五千元」を「八万五千八百円」に、「四万五千元」を「四万二千九百元」に、「二十六万七千元」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千三百円」に改め、同表第一項第二号の項中「二十五万二千六百元」を「二十七万三千三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万千円」を「四十五万五千円」に改め、同表第一項第三号の項中「十六万七千四百円」を「十七万九千四百円」に、「八万九千七百円」を「八万九千五百円」に改め、同表第一項第四号の項中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同表第一項第五号の項中「三万五千四百円」を「三万六千九百元」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同表第三項第一号の項中「四万五千円」を「四万二千九百元」に、「二万一千五百円」を「二万四千四百五十円」に改め、同表第三項第二号の項中「十四万三千三百円」を「十六万六千七百五十円」を「七万五千五百円」に改め、同表第三項第三号の項中「十二万六千二百円」を「十三万五千五百円」に、「二万三千五百円」を「二万五千二百五十円」に改め、同表第三項第三号の項中「八万三千七百円」を「八万九千五百円」に、「四万四千七百七十五円」を「四万四千七百七十五円」に、「二十七万九千四百円」を「二十九万八千五百円」に、「十三万九千五百円」を「十四万九千二百五十円」に改め、同表第三項第四号の項中「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に、「一万四千四百円」を「一万五千三百七十五円」に改め、同表第三項第五号の項中「一万七千七百円」を「二万八千四百五十円」に、「八千八百五十円」を「九千二百二十五円」に改め、同表第四項第一号の項中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同表第四項第二号の項中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同表第四項第三号の項中「十六万七千四百円」を「十七万九千四百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百円」に改め、同表第四項第四号の項中「八万五千元」を「八万五千八百円」に、「四万五千円」を「四万二千九百元」に改め、同表第四項第五号の項中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に、「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

第四項第五号ただし書 二万四千六百円

一万二千三百円

第二十九条の第三十二項の表第四項第六号の項中「一万五千元」を「一万五千七百円」に、「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同表第五項第一号の項中「三万八千八百円」を「三万七千五百円」に、「一万四千四百円」を「一万五千三百七十五円」に改め、同表第五項第二号の項中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「六万三千五百円」を「六万七千五百七十五円」に、「四十二万千円」を「四十五万五千円」に、「二十一万五千円」を「二十二万五千二百五十円」に

改め、同表第五項第三号の項中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「四万八千八百五十円」を「四万四千七百七十五円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に、「十三万九千五百円」を「十四万九千二百五十円」に改め、同表第五項第四号の項中「四万五千円」を「四万二千九百元」に、「二万二千五百円」を「二万四千四百五十円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千三百円」に、「六万六千七百五十円」を「七万五千五百円」に改め、同表第五項第五号の項中「二万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に、「六千四百五十円」を「六千四百二十五円」に改め、同項の次に次のように加える。

第五項第五号ただし書 一万二千三百円

六千四百五十円

第二十九条の第三十二項の表第五項第六号の項中「七千五百円」を「七千八百五十円」に、「三千七百五十円」を「三千九百二十五円」に改め、同表第六項第一号の項中「二万八千円」を「二万二千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同表第六項第二号の項中「八千円」を「一万千円」に、「四千円」を「五千五百円」に改め、同表に次のように加える。

第六項第三号

八千円

四千円

第二十九条の第三十二項を第十六項とし、第十一項の次に次の四項を加える。

一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 五十三万円

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年（次条第十項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。次号において同じ。）の基準所得額を合算した額が九百一十万円を超える場合 百六十八万円

三 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額を合算した額が六百万円を超える九百一十万円以下の場合 一万円

四 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等及びその世帯員の全てについて基準日の属する年度の前年度（次条第十項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。第十四項第四号において「市町村民税世帯非課税の場合」という。） 二十九万円

前項第二号及び第三号の基準所得額は、第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等の算定の例により算定するものとする。

14 前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の七十歳以上年間高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる場合以外の場合 五十三万円

二 基準日において被保険者が療養の給付を受けることとした場合において、法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者（次号及び第二十九条の四の第三項第二号から第四号までにおいて「第四号適用者」という。）であつて、法第四十二条第一項第四号に規定する所得の額（次号及び第二十九条の四の第三項第二号から第四号までにおいて「第四号所得額」という。）が六百万円以上のものである場合 百六十八万円

三 第四号所得額が三百八十万円以上六百九十万円未満の第四号適用者である場合 百一十万円

四 市町村民税世帯非課税の場合（次号に掲げる場合を除く。） 二十九万円

五 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等及びその世帯員の全てについて基準日の属する年度の前年度（次条第十項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合 十八万円

二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等又は同項に規定する特例対象被保険者等でなくなつた日以後の最初の七月三十一日までの間にある被保険者の属する世帯に対する第二項第四号及び前項第四号の規定の適用については、第二項第四号中「又は」とあるのは「若しくは」とし、第十四項第四号において「市町村民税世帯非課税の場合」とあるのは「又は都道府県等が行う国民健康保険の世帯主及びその世帯員並びに第二十九条の七第二項第八号に規定する特定同一世帯所属者（以下この号において「特定同一世帯所属者」という。）の全てについてする特定同一世帯所属者の年（次条第十項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）の所得税（第二十九条の七第六項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額）に第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等又は同項に規定する特例対象被保険者等でなくなつた日以後の最初の七月三十一日までの間にある被保険者の総所得金額に所得税（法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について

は、同条第二項の規定によつて計算した金額の自分の三十に相当する金額によるものとする。及び第二十九条の七第六項第一号に規定する山林所得金額並びに同号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（当該世帯主及びその世帯員並びに特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（基準日の属する年の前々年（次条第十項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日と）みなした場合）においては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）中に第二十九条の七第六項第二号の規定を適用して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八條第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同

第一項に規定する給付所得に付ては、同条第三項に規定する給付所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給付等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び給付の年金等に係る所得を有する者（基準日の属する年の前々年（次条第十項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）中に第二十九条の七第六項第二号の規定を適用

して計算した同項第一号に規定する総所得金額に係る所得税法第十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者(年齢六十五歳未満の者)にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与と所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号において「給与と所得者の数」という。)が二以上ある場合には、当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者が二人以上である場合に限り、

の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者の数の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加へた金額」にその世帯に属する被保険者の数の数特定同一世帯所属者の数の合計数に五十七万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合（第十四項第四号において「市町村民税世帯非課税又は特例対象被保険者等所属世帯特例基準の場合」と、前項第四号中「市町村民税世帯非課税の場合」とあるのは「市町村民税世帯非課税又は特例対象被保険者等所属世帯特例基準の場合」とする。

第二十九条の四第一項第一号イ中「八百百円」を「八百五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千六百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万九千五百円」に、「八十四万二千八百円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百百円」を「十七万九千五百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号イ中「四万五十円」を「四

「一万二千九百圓」に、「十三万三千五百圓」を、「十四万三千圓」に改め、同号口中「十二万六千三百圓」を、「十三万五千五百圓」に、「四十二万千圓」を、「四十五万五百圓」に改め、同号八中「八万三千七百圓」を、「八万九千五百五十圓」に、「二十七万九千圓」を、「二十九万八千五百圓」に改め、同号二中「二万八千八百圓」を、「三万七百五十圓」に改め、同号ホ中「一万七千七百圓」を、「一万八千四百五十圓」に改め、同項第三号イ中「五万七千六百圓」を、「六万五千五百圓」に改め、同号口中「十五万二千六百圓」を、「二十七万九千圓」に、「五十五万八千圓」を、「五十九万七千圓」に改め、同号二中「八万四百圓」を、「十七万九千圓」に、「二十六万七千圓」を、「二十八万六千圓」に改め、同号ホ中「二万四千六百圓」を、「二万五千七百圓」に改め、高額療養費多數回該当の場合にあつては、二万四千六百圓とする。に改め、同号へ中「二万五千圓」を、「一万五千七百圓」に改め、同項第四号イ中「二万八千八百圓」を、「三万七百五十圓」に改め、同号口中「十二万六千三百圓」を、「十三万五千五百圓」に、「四十二万千圓」を、「四十五万五百圓」に改め、同号八中「八万三千七百圓」を、「八万九千五百五十圓」に、「二十七万九千圓」を、「二十九万八千五百圓」に改め、同号二中「二万二千三百圓」を、「一万二千八百五十圓」に改め、同号ホ中「二万五千圓」を、「四万二千九百圓」に、「十三万三千五百圓」を、「十四万三千圓」に改め、同号二中「二万二千三百圓」を、「一万二千八百五十圓」に改め、高額療養費多數回該当の場合にあつては、二万二千三百圓とする。に改め、同号へ中「七千五百圓」を、「七千八百五十圓」に改め、同項第五号中「二万二千圓」を、「四万二千九百圓」に改め、同号イ中「口」の下に「及びハ」を加え、「一万八千圓」を、「二万二千圓」に改め、同号口中「八千圓」を、「一万千圓」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前条第六項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 八千円

第二十九条の四第五項及び第六項中「第二十九条の二の下に「及び第二十九条の二の三」を加え、同条中第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 被保険者が計算期間の末日において法第六条各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれかに該当することにより、当該計算期間の末日の翌日からその資格を喪失することとなる場合における第二十九条の二三の規定による高額療養費の支給については、当該計算期間の末日に当該資格を喪失したものとみなして、同条並びに前条第十二項及び第十四項の規定を適用する。

国民健康保険の世帯主等が計算期間においてその世帯における国民健康保険の世帯主等でなくなつた場合、当該国民健康保険の世帯主等又は基準日世帯員である場合を除く。にわたる。当該二十九条の二の三の規定による高額療養費の支給については、当該国民健康保険の世帯主等が当該世帯における国民健康保険の世帯主等でなくなつた日（計算期間において、当該世帯における国民健康保険の世帯主等でなくなつた日が複数ある場合にあつては、当該世帯において同じ。）の前日を基準日とみなして、第二十九条の二三並びに前条第十二項及び第十四項の規定を適用する。

ただし、当該国民健康保険の世帯主等が計算期間の末日以外の日において法第六条第一号から第八号までのいずれかに該当し、その翌日から国民健康保険の被保険者の資格を喪失することにより、当該世帯における国民健康保険の世帯主等でなくなつた場合については、当該国民健康保険の世帯主等が当該世帯における国民健康保険の世帯主等でなくなつた日の前々日を基準日とみなす。

第二十九条の四の第二項中「次項の」を「次項に規定する」に改め、同項第一号中「その世帯員（第二十九条の二の第二八項に規定する世帯員をいう。以下この条及び次条において同じ。）である者」を「当該基準日世帯主等が国民健康保険の世帯主等であつた間に当該基準日世帯主等と同世帯に属する世帯員であつた者」に、「その世帯員として」を「当該世帯員である者として」に、「法第五十五条第一項の規定による保険給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を「継続給付に係る療養」に、「又は第二十九条の二の二を「第二十九条の二の二又」は第二十九条の二の三に改め、同条第四項中「療養（第一号に規定する）及び「療養（同号に規定する）」を「療養（」に、「係る同号」を「係る第一号」に改め、同条第五項中「次項の」を「次項に規定する」に改める。

第二十九条の四の第三項第二号中「基準日において被保険者が療養の給付を受けることとした場合において、法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第四号適用者」という。）であつて、所得の額（同項第四号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。）を「第四号所得額」に、「もの」を「第四号適用者」に改め、同項第三号及び第四号中「第四号適用者であつて、所得の額」を「第四号所得額」に、「もの」を「第四号適用者」に改め、同条第四項の表中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に、「第四十四条第七項」を「第四十四条第八項」に改める。

第六条 国民健康保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二項第一号中「第二十九条の三第四項第六号及び第十四項第五号」を「第二十九条の三第四項第十四号及び第十四項第六号」に改める。

第二十九条の三第一項第一号中「次号から第五号までに掲げる場合以外の場合」を「その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年（当該療養のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。次号から第十二号までにおいて同じ。）の基準所得額を合算した額が千三百五十六万円を超える場合」に、「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第五号中「第十二項第四号」を「第十二項第五号」に、「第四項第五号」を「第四項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「二百十万円」を「八十六万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「九百一十万円」を「六百七十九万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が四百十万円を超え六百万円以下の場合（第十三号に掲げる場合を除く。）十一万四千円と、第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が三百十三万円を超え四百十万円以下の場合（第十三号に掲げる場合を除く。）九万八千円と、第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が二百十万円を超え三百十三万円以下の場合（第十三号に掲げる場合を除く。）八万五千八百円と、第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が百二十七万円を超え二百十万円以下の場合（第十三号に掲げる場合を除く。）六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が八十六万円を超え百二十七万円以下の場合（第十三号に掲げる場合を除く。）六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九条の三第二項第二号中「当該療養のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。次号及び第四号において同じ。」を削り、「九百一十万円を超える」を「九百一十万円を超え千一百十万円以下」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が八百九十九万円を超え九百一十万円以下の場合（二十万九千四百円と、第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が六百七十九万円を超え八百九十九万円以下の場合（十九万四千四百円と、第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十九条の三第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が千一百十万円を超え千三百五十六万円以下の場合（三十万三千円と、第二十九条の二第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回数該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第二十九条の三第二項中「前項第二号から第四号まで」を「前項第一号から第十二号まで」に改め、同条第三項第一号中「四万二千九百円」を「一十七万五千円」に、「一十四万三千円」を「一十七万五千円」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「一十七万五千円」に改め、同項第五号中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「第一項第四号」を「第一項第十二号」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「一十七万五千円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「第一項第三号」を「第一項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 第一項第七号に掲げる場合（五万五千二百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に

百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 第一項第八号に掲げる場合 四万九千五百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

九 第一項第九号に掲げる場合 四万二千九百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十四万三千円に満たないときは、十四万三千円）から十四万三千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十 第一項第十号に掲げる場合 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 第一項第十一号に掲げる場合 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十九条の三第三項第二号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第一項第四号に掲げる場合 十萬四千七百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 第一項第五号に掲げる場合 九万七千二百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十九条の三第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 第一項第二号に掲げる場合 十五万五千五百円と、第二十九条の二第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第二十九条の三第四項第一号中「次号から第六号までに掲げる場合以外の場合」を「法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が千七百円以上のものである場合」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四百万円」に改め、同項第六号中「第一項第五号イ」を「第一項第十三号イ」に、「第十四項第五号」を「第十四項第六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第五号を第十三号とし、同項第四号中「三百八十万円」を「二百三万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 法第四十二条第一項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

第十三号又は第十四号に掲げる場合を除く。 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 法第四十二条第一項第十四号に規定する所得の額が二十八万円以上五十七万円未満のものである場合（第十三号又は第十四号に掲げる場合を除く。 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十二 法第四十二条第一項第十四号に規定する所得の額が二十八万円未満のものである場合（次号又は第十四号に掲げる場合を除く。 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第二十九条の三第四項第三号中「六百九十万円」を「五百四万四万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が二百八十万円以上三百八十万円未満のものである場合 十一万四百円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が二百三十万円以上二百八十万円未満のものである場合 九万八千円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九条の三第四項第二号中「六百九十万円以上」の下に「九百万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六百四十万円以上六百九十万円未満のものである場合 二十万九千四百円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から

六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が五百四万円以上六百四十四万円未満の場合、十九万四千四百円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十九条の三第四項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が九百万円以上千七百円未満の場合、三十万三千円と、第二十九条の二第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第二十九条の三第五項第一号中「三万七千五百円」を「十七万七千円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同項第六号中「前項第十三号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 前項第十号に掲げる場合、三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる場合、三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十二 前項第十二号に掲げる場合、三万七千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第二十九条の三第五項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 前項第七号に掲げる場合、五万五千二百円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる場合、四万九千五百円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除

した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十九条の三第五項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる場合、十万四千七百円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる場合、九万七千二百円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十九条の三第五項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる場合、十五万五千五百円と、第二十九条の二第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第二十九条の三第六項第一号中「第四項第一号」を「第四項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同項第三号中「第四項第六号」を「第四項第十四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二号中「第四項第五号」を「第四項第十三号」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四項第十二号に掲げる場合、二万二千円

第二十九条の三第八項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「四万二千九百円」を「十七万七千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に、「十四万三千円」を「五十七万円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万五千元」に、「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ホ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に、「二万二千二百円」を「二万七千二百五十円」に改め、同号ニを同号ヲとし、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第一項第七号に掲げる場合、十一万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係る

ものにあつては、十八万四千円。以下このトにおいて同じ。に満たないときは、三十六万八千円) から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に、一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

チ 第一項第八号に掲げる場合 九万八千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万九千五百円)と、第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が三十二万七千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このチにおいて同じ)に満たないときは、三十二万七千円) から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に、一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

リ 第一項第九号に掲げる場合 八万五千八百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万二千九百円)と、第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が二十八万六千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十四万三千円。以下このリにおいて同じ)に満たないときは、二十八万六千円) から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に、一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

又 第一項第十号に掲げる場合 六万九千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

ル 第一項第十一号に掲げる場合 六万五千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

第二十九条の三第八項第一号ロ中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「ロ」に「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 第一項第四号に掲げる場合 二十万九千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十万四千七百円)と、第二十九条の二第二項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が六十九万八千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下このニにおいて同じ)に満たないときは、六十九万八千円) から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に、一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円)とする。

ホ 第一項第五号に掲げる場合 十九万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円)と、第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が六十四万八千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ)に満たないときは、六十四万八千円) から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に、一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円)とする。

第二十九条の三第八項第一号イの次に次のように加える。
ロ 第一項第二号に掲げる場合 三十万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円)と、第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が百一万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千円。以下このロにおいて同じ)に満たないときは、百一万円) から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に、一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円)とする。

第二十九条の三第八項第二号中「ハまで」を「カまで」に改め、同号イ中「六万五千五百円」を「三十四万二千円」に、「三万七千五百円」を「七万七千円」と、第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が百十四万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十七万七千円。以下このイにおいて同じ)に満たないときは、百十四万円) から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に、一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額)との合算額」に改め、同号ハ中「四万四千四百円」を「十四万四百円」に、「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ヘ中「第四項第六号」を「第四項第十四号」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ホ中「第四項第五号」を「第四項第十三号」に改め、同号ホを同号リとし、同号リに「第四項第四号」を「第四項第九号」に、「二」を「リ」に改め、同号二を同号リとし、同号リに次のように加える。

又 第四項第十号に掲げる場合 六万九千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

ル 第四項第十一号に掲げる場合 六万五千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

ヲ 第四項第十二号に掲げる場合 六万五千五百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万七百五十円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千二百五十円)とする。

第二十九条の三第八項第二号ハ中「第四項第三号」を「第四項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第四項第七号に掲げる場合 十一万四五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八万四千元。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

チ 第四項第八号に掲げる場合 九万八千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万九千五百円）と、第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このチにおいて同じ。）に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第二十九条の三第八項第二号ロ中「第四項第二号」を「第四項第三号」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 第四項第四号に掲げる場合 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十万四千七百円）と、第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下このニにおいて同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ホ 第四項第五号に掲げる場合 十九万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円）と、第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第二十九条の三第八項第二号イの次に次のように加える。

ロ 第四項第二号に掲げる場合 三十万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円）と、第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

第二十九条の三第八項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「第四項第一号」を「第四項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「第四項第六号」を「第四項第十四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第四項第五号」を「第四項第十三号」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第四項第十二号に掲げる場合 二万二千円
第二十九条の三第九項第二号中「第一項第二号又は第三号」を「第一項第一号から第六号まで」に改め、同条第十項中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に、「第四項第五号」を「第四項第十三号」に改め、同条第十二項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第四号中「第十四項第四号」を「第十四項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額を合算した額が八十六万円以下の場合（次号に掲げる場合を除く。） 四十一万円
第二十九条の三第十三項中「前項第二号及び第三号」を「前項第二号から第四号まで」に改め、同条第十四項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「額（次号及び）」を「額（次号及び第四号並びに）」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日における第四号所得額が二十八万円未満の者である場合（次号又は第六号に掲げる場合を除く。） 四十一万円
第二十九条の三第十五項中「第十二項第四号」を「第十二項第五号」に、「前項第四号」を「前項第五号」に、「第十四項第四号」を「第十四項第五号」に改め、同条第十六項の表を次のように改める。

第一項第一号		三十四万二千円	十七万千円
第一項第一号ただし書			五十七万円
第一項第二号		十四万百円	七万五十円
第一項第二号		三十万三千円	十五万五千五百円
第一項第二号		百一万円	五十万五千円
第一項第二号ただし書		十四万百円	七万五十円
第一項第三号		二十七万三百円	十三万五千五百円
第一項第三号		九十万千円	四十五万五百円

第一項第三号ただし書	十四万百円	七万五十円
第一項第四号	二十万九千四百円	十万四千七百円
第一項第四号ただし書	六十九万八千円	三十四万九千円
第一項第五号	九万三千円	四万六千五百円
第一項第五号ただし書	十九万四千四百円	九万七千二百円
第一項第六号	六十四万八千円	三十二万四千円
第一項第六号ただし書	九万三千円	四万六千五百円
第一項第七号	十七万九千百円	八万九千五百五十円
第一項第七号ただし書	五十九万七千円	二十九万八千五百円
第一項第八号	九万三千円	四万六千五百円
第一項第八号ただし書	十一万四百円	五万五千二百円
第一項第九号	三十六万八千円	十八万四千円
第一項第九号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第一項第十号	九万八千百円	四万九千五十円
第一項第十号ただし書	三十二万七千円	十六万三千五百円
第一項第十一号	四万四千四百円	二万二千二百円
第一項第十一号ただし書	八万五千八百円	四万二千九百円
第一項第十二号	二十八万六千円	十四万三千円
第一項第十二号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第一項第十三号	六万九千六百円	三万四千八百円
第一項第十三号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第一項第十四号	六万五千四百円	三万二千七百円
第一項第十四号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第一項第十五号	六万五千五百円	三万七千五百円
第一項第十五号ただし書	三万四千五百円	一万七千二百五十円
第一項第十六号	三万六千九百円	一万八千四百五十円
第一項第十六号ただし書	二万四千六百円	一万二千三百円

第三項第一号	十七万千円	八万五千五百円
第三項第一号ただし書	五十七万円	二十八万五千円
第三項第二号	七万五十円	三万五千二十五円
第三項第二号ただし書	十五万五千五百円	七万五千七百五十円
第三項第三号	五十万五千円	二十五万二千五百円
第三項第三号ただし書	七万五十円	三万五千二十五円
第三項第四号	十三万五千五百五十円	六万七千五百七十五円
第三項第四号ただし書	四十五万五百円	二十二万五千二百五十円
第三項第五号	七万五十円	三万五千二十五円
第三項第五号ただし書	十万四千七百円	五万二千三百五十円
第三項第六号	三十四万九千円	十七万四千五百円
第三項第六号ただし書	四万六千五百円	二万三千二百五十円
第三項第七号	九万七千二百円	四万八千六百円
第三項第七号ただし書	三十二万四千円	十六万二千円
第三項第八号	四万六千五百円	二万三千二百五十円
第三項第八号ただし書	八万九千五百五十円	四万四千七百七十五円
第三項第九号	二十九万八千五百円	十四万九千二百五十円
第三項第九号ただし書	四万六千五百円	二万三千二百五十円
第三項第十号	五万五千二百円	二万七千六百円
第三項第十号ただし書	十八万四千円	九万二千円
第三項第十一号	二万二千二百円	一万千円
第三項第十一号ただし書	四万九千五十円	二万四千五百二十五円
第三項第十二号	十六万三千五百円	八万七千七百五十円
第三項第十二号ただし書	二万二千二百円	一万千円
第三項第十三号	四万二千九百円	二万四千四百五十円
第三項第十三号ただし書	十四万三千円	七万五千五百円
第三項第十四号	二万二千二百円	一万千円
第三項第十四号ただし書	三万四千八百円	一万七千四百円
第三項第十五号	二万二千二百円	一万千円
第三項第十五号ただし書	二万二千二百円	一万千円

第三項第十一号	三万二千七百円	一万六千三百五十円
第三項第十一号ただし書	二万二千二百円	一万千円
第三項第十二号	三万七百五十円	一万五千三百七十五円
第三項第十二号ただし書	一万七千二百五十円	八千六百二十五円
第三項第十三号	一万八千四百五十円	九千二百二十五円
第三項第十三号ただし書	一万二千三百円	六千五百十円
第四項第一号	三十四万二千円	十七万円
第四項第一号ただし書	百十四万円	五十七万円
第四項第二号	三十万三千円	十五万五千五百円
第四項第二号ただし書	百一十円	五十万五千円
第四項第三号	二十七万三百円	十三万五千五百五十円
第四項第三号ただし書	九十万円	四十五万五百円
第四項第四号	十四万百円	七万五十円
第四項第四号ただし書	二十万九千四百円	十万四千七百円
第四項第五号	六十九万八千円	三十四万九千円
第四項第五号ただし書	九万三千円	四万六千五百円
第四項第六号	十七万九千百円	八万九千五百五十円
第四項第六号ただし書	九万三千円	四万六千五百円
第四項第七号	十一万四百円	五万五千二百円
第四項第七号ただし書	三十六万八千円	十八万四千円
第四項第七号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円

第四項第八号	九万八千百円	四万九千五十円
第四項第八号ただし書	三十二万七千円	十六万三千五百円
第四項第九号	四万四千四百円	二万二千二百円
第四項第九号	八万五千八百円	四万二千九百円
第四項第九号ただし書	二十八万六千円	十四万三千円
第四項第十号	四万四千四百円	二万二千二百円
第四項第十号	六万九千六百円	三万四千八百円
第四項第十号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第四項第十一号	六万五千四百円	三万二千七百円
第四項第十一号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第四項第十二号	六万五千五百円	三万七百五十円
第四項第十二号ただし書	三万四千五百円	一万七千二百五十円
第四項第十三号	二万五千七百円	一万二千八百五十円
第四項第十三号ただし書	二万四千六百円	一万二千三百円
第四項第十四号	一万五千七百円	七千八百五十円
第五項第一号	十七万円	八万五千五百円
第五項第一号ただし書	五十七万円	二十八万五千円
第五項第二号	七万五十円	三万五千二十五円
第五項第二号	十五万五千五百円	七万五千七百五十円
第五項第二号	五十万五千円	二十五万二千五百円
第五項第二号ただし書	七万五十円	三万五千二十五円
第五項第三号	十三万五千五百五十円	六万七千五百七十五円
第五項第三号ただし書	四十五万五百円	二十二万五千二百五十円
第五項第四号	七万五十円	三万五千二十五円
第五項第四号	十万四千七百円	五万二千三百五十円
第五項第四号	三十四万九千円	十七万四千五百円

第五項第四号ただし書	四万六千五百円	二万三千二百五十円
第五項第五号	九万七千二百円	四万八千六百円
	三十二万四千元	十六万二千元
第五項第五号ただし書	四万六千五百円	二万三千二百五十円
第五項第六号	八万九千五百五十円	四万四千七百七十五円
	二十九万八千五百円	十四万九千二百五十円
第五項第六号ただし書	四万六千五百円	二万三千二百五十円
第五項第七号	五万五千二百円	二万七千六百円
	十八万四千元	九万二千元
第五項第七号ただし書	二万二千二百円	一万千円
第五項第八号	四万九千五十円	二万四千五百二十五円
	十六万三千五百円	八万七千七百五十円
第五項第八号ただし書	二万二千二百円	一万千円
第五項第九号	四万二千九百元	二万四千四百五十円
	十四万三千元	七万五千五百円
第五項第九号ただし書	二万二千二百円	一万千円
第五項第十号	三万四千八百円	一万七千四百円
第五項第十号ただし書	二万二千二百円	一万千円
第五項第十一号	三万二千七百円	一万六千三百五十円
第五項第十一号ただし書	二万二千二百円	一万千円
第五項第十二号	三万七百五十円	一万五千三百七十五円
第五項第十二号ただし書	一万七千二百五十円	八千六百二十五円
第五項第十三号	一万二千八百五十円	六千四百二十五円
第五項第十三号ただし書	一万二千三百円	六千百五十円
第五項第十四号	七千八百五十円	三千九百二十五円

第六項第一号	二万八千元	一万四千元
第六項第二号	二万二千元	一万千円
第六項第三号	一万三千元	六千五百円
第六項第四号	八千元	四千元

第二十九条の四第一項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千元」に、「二十八万六千元」を「百十四万円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万九千五百円」に改め、同号ホ中「前条第一項第五号」を「前条第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第一項第四号」を「前条第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号ニを同号ヲとし、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第一項第七号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十一万四千元と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第一項第八号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 九万八千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

リ 前条第一項第九号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 八万五千八百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヌ 前条第一項第十号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第一項第十一号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九条の四第一項第一号ロ中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第一項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第一項第五号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十九条の四第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ 前条第一項第二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第二十九条の四第一項第二号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「四万二千九百円」を「七万七千円」に、「十四万三千円」を「五十七万七千円」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万七千円」に改め、同号ホ中「前条第三項第五号」を「前条第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号二中「前条第三項第四号」を「前条第三項第十二号」に改め、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第三項第七号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 五万五千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ 前条第三項第八号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 四万九千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

リ 前条第三項第九号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 四万二千九百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十四万三千円に満たないときは、十四万三千円）から十四万三千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

又 前条第三項第十号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ル 前条第三項第十一号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十九条の四第一項第二号ロ中「前条第三項第二号」を「前条第三項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第三項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十万四千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第三項第五号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 九万七千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十九条の四第一項第二号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十五万五千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万五千円に満たないときは、五十五万五千円）から五十五万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第二十九条の四第一項第三号中「イからハまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「ロからヘまでに掲げる者以外の」を「前条第四項第一号に掲げる場合に該当する」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「一十四万百円」に改め、同号ハ中「前条第四項第六号」を「前条第四項第十四号」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ホ中「前条第四項第五号」を「前条第四項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号二中「前条第四項第四号」を「前条第四項第九号」に改め、同号二を同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前条第四項第十号に掲げる場合に該当する者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第四項第十一号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヲ 前条第四項第十二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第二十九条の四第一項第三号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号への次に次のように加える。

ト 前条第四項第七号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十一万四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第四項第八号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 九万八千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九条の四第一項第三号ロ中「前条第四項第二号に掲げる場合に該当する」を「前条第四項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第四項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 二十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第四項第五号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十九条の四第一項第三号イの次に次のように加える。

ロ 前条第四項第二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満

の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第二十九条の四第一項第四号中「イからハまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「ロからハまでに掲げる者以外の」を「前条第五項第一号に掲げる場合に該当する」に、「三万七千五百円」を「十七万七千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万七千円に満たないときは、五十七万七千円）から五十七万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ハ中「前条第五項第六号」を「前条第五項第十四号」に改め、同号ハを同号カとし、同号ホ中「前条第五項第五号」を「前条第五項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第五項第四号」を「前条第五項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前条第五項第十号に掲げる場合に該当する者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ル 前条第五項第十一号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ヲ 前条第五項第十二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 三万七百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第二十九条の四第一項第四号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号への次に次のように加える。

ト 前条第五項第七号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 五万五千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ 前条第五項第八号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 四万九千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十九条の四第一項第四号ロ中「前条第五項第二号に掲げる場合に該当する」を「前条第五項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第五項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十万四千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た

第二十九条の四第一項第四号ロ中「前条第五項第二号に掲げる場合に該当する」を「前条第五項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第五項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十万四千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た

額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第五項第五号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 九万七千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（この額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ロ 前条第五項第二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 十五万五千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第二十九条の四第一項第五号中「八まで」を「二まで」に改め、同号イ中「及びハ」を「から二まで」に「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「前条第六項第三号」を「前条第六項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前条第六項第二号」を「前条第六項第三号」に、「二万千円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第六項第二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者 二万二千円

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）
第七條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号中「第十五条第一項第六号及び」の下に「第九項第五号並びに」を、いう。第十五条第二項第六号の下に「及び第九項第五号」を加え、同条第三項第二号中「所得割を除く。」の下に「第十四条の三第二項、第十五条第八項第二号及び第九項第四号並びに」を加える。

第十四条第一項第一号中「第三項まで」の下に「第十四条の三」を加え、同条第七項中「除く。」の下に「第十四条の三第二項及び」を加える。

第十四条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「年間の高額療養費の支給要件及び支給額」を付し、同条第一項中「高額療養費按分率」を「外来療養費按分率」に改め、同項第一号中「この条」の下に「次条」を加え、同条第四号中「この項及び第三項並びに」を「この号及び第三項、次条第一項並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の三 高額療養費は、計算期間において、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に年間世帯合算額按分率（第一号に掲げる額を、一部負担金等年間世帯合算額で除して得た率をいう。）及び被保険者年間世帯合算額按分率（基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 基準日世帯被保険者が計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者として受けた療養に係る次に掲げる額の合算額（第十四条第一項から第三項まで若しくは第七項又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額を合算した額

ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額を合算した額

二 基準日世帯被保険者が計算期間における他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

2 基準日被保険者が市町村民税世帯非課税者（基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第十六条第七項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているものである場合において、当該基準日被保険者が受けた療養に係る前項各号に掲げる額（以下この項において「老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等年間合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超え、かつ、老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等年間合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が前項の規定により当該基準日被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該基準日被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等年間合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

3 前二項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた者（基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	（第一号に掲げる額	（基準日において同一の世帯に属する第三項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額）（以下この項において「第三項被保険者一部負担金等世帯合算額」という。）
第一項第一号	基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額	第三項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額を、第三項被保険者一部負担金等世帯合算額
第一項第二号	基準日世帯被保険者	基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者（以下この条において「基準日被保険者」という。）が基準日において属する世帯の当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（次号において「基準日世帯被保険者」という。）
第二項	他の	他の後期高齢者医療広域連合（次号において「基準日後期高齢者医療広域連合」という。）
養	当該基準日被保険者が受けた療	基準日後期高齢者医療広域連合以外の
		次項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養

- 4 計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において組合員等（前条第六項に規定する組合員等）をいい、国民健康保険の世帯主等であつて被保険者である者を除く。以下この項及び次項において同じ。）である者に限る。）に対する高額療養費は、当該組合員等である者を基準日被保険者とみなして算定した次に掲げる額を合算した額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に当該組合員等である者に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に年間世帯合算額按分率（第一号に掲げる額を、一部負担金等年間世帯合算額で除して得た率をいう。）及び被保険者年間世帯合算額按分率（当該組合員等である者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。
- 一 当該組合員等である者又は基準日において当該者の被扶養者等である者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る額の合算額（第十四条第一項から第三項まで若しくは第七項又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
- イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額
- ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額を合算した額
- 二 当該組合員等である者又は基準日において当該者の被扶養者等である者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る前号に規定する合算額
- 5 前項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた者（基準日において組合員等の被扶養者等（前条第七項に規定する被扶養者等をいう。）である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、前項各号中「当該組合員等である者又は基準日において当該者の被扶養者等である者」とあるのは、「当該被扶養者等である者又は基準日において当該者がその被扶養者等である組合員等」と読み替へるものとする。
- 第十五条第一項第一号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号及び第二号」を「二十七万三千三百円と、第十四条第一項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第十四条第一項第一号及び第二号」を「十七万九千四百円と、第十四条第一項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万四百円と、第十四条第一項第一号及び第二号」を「八万五千八百円と、第十四条第一項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「次号において」を「以下この条において」に、「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に改め、同項第六号中「一、高額の療養費多数回該当する場合にあつては、二万四千六百円とする。」に改め、同項第六号中「一の」とする。の下に、「第九項第五号及び」を加へ、「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第二項第一号中「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円と、第十四条第二項第一号及び第二号」を「十三万五千五百円と、第十四条第二項各号」に、「四十二万二千円」を「四十五万五千円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円と、第十四条第二項第一号及び第二号」を「八万九千五百五十円と、第十四条第二項各号」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「四万五千円と、第十四条第二項第一号及び第二号」を「四万二千九百円と、第十四条第二項各号」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同項第七号中「又は第六号」を削り、同条第三項第一号中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、同条第六号に掲げる者 八千円

- 第十五条第四項第一号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第二号中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同条第五項第一号イ中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三千三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千四百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「八万四百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ホ中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に改め、同号ヘ中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同項第二号イ中「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同号ロ中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「四十二万二千円」を「四十五万五千円」に改め、同号ハ中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「四万五千円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号ヘ中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同号に次のように加える。
- ハ 第一項第六号に掲げる者 八千円
- 第十五条第五項第四号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「九千円」を「一万千円」に改め、同号ロ中「又は第六号」を削り、「四千円」を「五千五百円」に改め、同号に次のように加える。
- ハ 第一項第六号に掲げる者 四千円
- 第十五条第七項中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第八項中「前条第一項」を「第十四条の二第一項」に、「それぞれ十四万四千円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 次号に掲げる者以外の者 二十一万六千円
- 二 市町村民税世帯非課税者（基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（次条第七項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者）市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。をいう。又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者 九万六千円
- 第十五条に次の三項を加える。
- 9 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 次号から第五号までに掲げる者以外の者 五十三万円
- 二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第六十六条の三第一項第二号から第四号までにおいて「第三号適用者」という。）であつて法第六十七条第一項第三号に規定する所得の額（次号及び第六十六条の三第一項第二号から第四号までにおいて「第三号所得額」という。）が六百九十万円以上のもの 百六十八万円
- 三 第三号所得額が三百八十万円以上六百九十万円未満の第三号適用者 百一十一万円
- 四 市町村民税世帯非課税者（基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（次条第七項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度。次号において同じ。）分の地方税法の規定による市町村民

税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者（前二号又は次号に掲げる者を除く。）二十九万円

五 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者（第二号又は第三号に掲げる者を除く。）十八万円

10 前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額は、十八万円とする。

11 第九項の規定は、前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、第九項第二号、第四号及び第五号中「基準日において」とあるのは「計算期間に最後に被保険者の資格を喪失した日の前日において」と、同項第四号及び第五号中「基準日の属する」とあるのは「計算期間に最後に被保険者の資格を喪失した日の前日の属する」と読み替えるものとする。

第十六条第一項第一号イ中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三千円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「八万八千円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ホ中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に改め、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。に改め、同号ヘ中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同項第二号イ中「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同号ロ中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「四十二万二千円」を「四十五万五千円」に改め、同号ハ中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「四万五千円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。に改め、同号ヘ中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「八千円」を「一万千円」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八千円

第十六条第一項第四号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第七項中「第十四条の二」の下に「及び第十四条の三」を加え、同条及び前条第八項」を「第十四条の二、第十四条の三及び前条第八項から第一項まで」に改める。

第十六条の二第一項第一号中「又は第十四条の二」を「第十四条の二又は第十四条の三」に改め、同条第三項中「という」とを「という。」とに改め、同条第四項中「第六項の」を「第六項に規定する」に改める。

第十六条の三第三項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、所得の額（同項第三号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。）を「第三号所得額」に「もの」を「第三号適用者」に改め、同項第三号及び第四号中「第三号適用者であつて、所得の額」を「第三号所得額」に、「もの」を「第三号適用者」に改め、同条第三項の表中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に、「第四十四条第七項」を「第四十四条第八項」に改め

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第十五条第一項第六号及び第九項第五号」を「第十五条第一項第十四号及び第九項第六号」に改め、同条第三項第二号中「第九項第四号」を「第九項第五号」に、「第十五条第一項第五号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。

第十五条第一項第一号中「次号から第六号までに掲げる者以外の者」を「法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が千七百円以上のもの」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円」と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百四十万円に満たないときは、百四十万円）から百四十万円を控除した額に百分の二を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額」との合算額」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四百円」に改め、同項第六号中「第九項第五号」を「第九項第六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前三号」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「三百八十万円」を「二百三万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が五十七万円以上のもの 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 法第六十七条第一項第二号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が五十七万円未満のもの 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十二 法第六十七条第一項第一号の規定が適用される者（次号又は第十四号に掲げる者を除く。）六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第十五条第一項第三号中「六万九千円」を「五百四万四円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が二百八十万円以上三百八十万円未満のもの 十一万四千四百円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額」との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が二百三十万円以上二百八十万円未満のもの 九万八千四百円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の二を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額」との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十五条第一項第二号中「六百九十万円以上」の下に「九百万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六十万円以上六百九十万円未満のもの 二十万九千四百円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費

用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が五百四万円以上六百四十四万円未満のもの 十九万四千四百円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が九百万円以上千七百七万円未満のもの 三十万三千円と、第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十五条第二項第一号中「三万七千五百円」を「十七万七千円」と、第十四条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万七千円に満たないときは、五十七万七千円）から五十七万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同項第六号中「前項第六号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 前項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十二 前項第十二号に掲げる者 三万七百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第十五条第二項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 前項第七号に掲げる者 五万五千二百円と、第十四条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる者 四万九千五百円と、第十四条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第十五条第二項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる者 十万四千七百円と、第十四条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 九万七千二百円と、第十四条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十五条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十五万五千五百円と、第十四条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第十五条第三項第一号中「第一項第一号」を「第一項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二十五万八千円」に改め、同項第三号中「第一項第一号」を「第一項第十四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二号中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に、「二万千円」を「一万三千円」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第一項第十二号に掲げる者 二万二千円

第十五条第五項第一号中「へまで」を「力まで」に改め、同号イ中「六万五千五百円」を「三十四万二千円」と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ヘ中「第一項第六号」を「第一項第十四号」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ホ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 第一項第十号に掲げる者 六万九千六百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 第一項第十一号に掲げる者 六万五千四百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヲ 第一項第十二号に掲げる者 六万五千五百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第十五条第五項第一号ハ中「第一項第三号」を「第一項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第一項第七号に掲げる者 十一万四百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定

疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 第一項第八号に掲げる者 九万八千四百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十五条第五項第一号ロ中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第一項第四号に掲げる者 二十万九千四百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 十九万四千四百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十五条第五項第一号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第二号に掲げる者 三十万三千円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十五条第五項第二号中「へまで」を「力まで」に改め、同号イ中「三万七百五十円」を「十七万千円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五

十七万円に満たないときは、五十七万七千円）から五十七万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ハ中「第一項第六号」を「第一項第十四号」に改め、同号ヘを同号カとし、同号ホ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 第一項第十号に掲げる者 三万四千八百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ル 第一項第十一号に掲げる者 三万二千二百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定

疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第十五条第五項第二号ハ中「第一項第三号」を「第一項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第一項第七号に掲げる者 五万五千二百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ 第一項第八号に掲げる者 四万九千五百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第十五条第五項第二号ロ中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第一項第四号に掲げる者 十万四千七百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 九万七千二百円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十五条第五項第二号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第二号に掲げる者 十五万五千円と、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第十五条第五項第三号中「八まで」を「二まで」に改め、同号イ中「第一項第一号」を「第一項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「第一項第六号」を「第一項第十四号」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロ中「第二項第五号」を「第一項第十三号」に、「二万千円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第十二号に掲げる者 二万二千円

第十五条第五項第四号中「八まで」を「二まで」に改め、同号イ中「第一項第一号」を「第一項第十号又は第十一号」に、「二万千円」を「一万四千円」に改め、同号ハ中「第一項第六号」を「第一項第十四号」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロ中「第二項第五号」を「第一項第十三号」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第十二号に掲げる者 一万千円

第十五条第九項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第一号の規定が適用される者（次号又は第六号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第十五条第十一項中「第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号までの規定」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

第十六条第一項第一号中「イからハまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「ロからヘまでに掲げる者以外の」を「前条第一項第一号に掲げる」に、「六万五千円」を「三十四万二千円」と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ハ中「前条第一項第六号」を「前条第一項第十四号」に改め、同号ハを同号カとし、同号ホ中「前条第一項第五号」を「前条第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第一項第四号」を「前条第一項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前条第一項第十号に掲げる者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第一項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヲ 前条第一項第十二号に掲げる者 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第十六条第一項第一号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号への次に次のように加える。

ト 前条第一項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 十一万四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第一項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 九万八千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十六条第一項第一号ロ中「前条第一項第二号に掲げる」を「前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十六条第一項第二号イの次に次のように加える。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十六条第一項第二号中「イからカまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「ロからヘまでに掲げる者以外の」を「前条第二項第一号に掲げる」に、「三万七百五十円」を「十七万千円」と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ハ中「前条第二項第六

号」を「前条第二項第十四号」に改め、同号へを同号力とし、同号中「前条第二項第五号」を「前条第二項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号二中「前条第二項第四号」を「前条第二項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リに次に次のように加える。

又 前条第二項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ル 前条第二項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ヲ 前条第二項第十二号に掲げる者 三万七百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第十六条第一項第二号ハ中「前条第二項第三号」を「前条第二項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第二項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 五万五千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合においてその端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ 前条第二項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 四万九千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第十六条第一項第二号ロ中「前条第二項第二号に掲げる」を「前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 十万四千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第二項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 九万七千二百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十六条第一項第二号イの次に次のように加える。

ロ 前条第二項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 十五万五千五百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第十六条第一項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「及びハ」を「からニまで」に、二万二千円を「二万八千円」に改め、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前条第三項第二号」を「前条第三項第三号」に、「一万円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 二万二千円

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の第三項第一号中、「第十一条の三の六及び附則第三十四条の三第八項」を「及び第十一号の三の六」に、「第十一号の三の六及び附則第三十四条の三」を「及び第十一号の三の六」に改め、「第五項まで」の下に、「第十一号の三の四の二」を加え、並びに附則第三十四条の三の第一項、第二項及び第八項」を削り、「第十一号の三の五第五項」を「第十一号の三の四の二の第一項」に改め、同項第二号及び同条第三項中「第十一号の三の五第五項」を「第十一号の三の四の二の第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十一号の三の五第五項」を「第十一号の三の四の二の第一項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第五項中「第三項第一号及び第二号」を「第三項各号」に改める。

第十二条の三の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「年間の高額療養費の支給要件及び支給額」を付し、同条第一項中「高額療養費按分率（第七号）」を「高額療養費按分率（第七号）に、高額療養費按分率（第十一号の三の六の二第二項、第五項及び第七項において、同項第一号中「この条並びに第十一号の三の六の二第二項、第二項、第五項及び第七項において、同項第三号中「同条第三項において準用する場合を含む。」を削り、同条第八項中「特別区を含む。」の下に「第十一号の三の五及び第十一号の三の六の三の第一項第五号において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の三の四の二 高額療養費は、計算期間において、基準日組員又はその被扶養者がそれぞれ当該組合の組員又はその被扶養者として受けた療養（法第五十九条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養（次項及び第十一号の三の六の二において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（第十一号の三の三第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十一条に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）から七十歳以上年間世帯支給総額（次項に規定する七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から同項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合は、零とする。）を控除した金額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日組員に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。

一 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第十一号の三の三第一項第一号イからハまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（同条第四項各号に掲げる療養（以下「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

二 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第十四条の三の第一項第一号イからイまでに掲げる金額が同一の月にそれそれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

前項各号に掲げる金額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る金額を合算した金額（第十一条の第三、第二項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十一条に規定する短期給付として前項各号に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。以下この項において「七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額」という。）が七十歳以上年間高額療養費算定基準額を超える場合は、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として基準日組合員に支給する。

「八万五千八百円」と、第十条の三の第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」と、第十一条の三の第三項第一号及び第二号」を「二十七万三百円」と、第十一条の三の第三項各号」に、「八十四万二千元」を「九十万千元」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」と、第十一条の三の第三項第一号及び第二号」を「十七万九千四百円」と、第十一条の三の第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第五号中「所得割を除く。」の下に「第十項第三号、第十一項第四号及び」を加え、「（特別区を含む。同号において同じ。）」を削り、「第三項に」を「以下この条に」に、及び」を「又は」に「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項第一号中「四万五十円」と、第十一条の三の第三項第二号第一号及び第二号」を「四万九千九百円」と、第十一条の三の第三項各号」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千元」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「十二万六千三百円」と、第十一条の三の第三項第一号及び第二号」を「十三万五千五百四十円」と、第十一条の三の第三項各号」に、「四十二万千元」を「四十五万五百円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「八万三千七百円」と、第十一条の三の第三項第二号第一号及び第二号」を「八万九千五百五十円」と、第十一条の三の第三項各号」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「規定する」を「掲げる」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同条第三項第一号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」と、第十一条の三の第三項第一号及び第二号」を「二十七万三百円」と、第十一条の三の第三項各号」に、「八十四万二千元」を「九十万千元」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」と、第十一条の三の第三項第一号及び第二号」を「十七万九千四百円」と、第十一条の三の第三項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円」と、第十一条の三の第三項第一号及び第二号」を「八万五千八百円」と、第十一条の三の第三項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に改め、同項第六号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百四十円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に改め、同項第四号中「四万五千円」を「四万二千九百円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、高療療養費多

数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。」に改め、同項第六号中「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同条第五号中「同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第十一條の三の六の第二項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三項第六号に掲げる者 八千円

[illegible]

八 第三項第六号に掲げる者 八千円

第十一条の三の五第八項第一号中「又は」を「及び」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「一万五千元」を「一万五千七百円」に改め、同条第十項中「前条第一項」を「第十一条の三の四第一項」に、「十四万四千元」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一次号に掲げる者以外の者 二十一万六千円

一 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第十二項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除される者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である組合員又は、当該基準日において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員 九万六千

第十一条の三の五に次の二項を加える。

11 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一次号から第四号までに掲げる者以外の者 五十三万円

二 基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員 百六十八万円

三 基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員 百十一万円
四 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第十三項の規定により前年の八月

一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めた場合、当該市町村民税を免除された者を含むもの)は、当該市町村

田木の条例で定めるところにより、当該市田木巨額税を免除された者を台むものとし、当該市田木民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。をいう。次項第四号において同じ。である組合員又は基準日において要保護者である者であつて財務省令で定めるものにして、当該組合員（前二号に掲げる者を除く。）二十九万円

前条第二項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

次号から第五号までに掲げる者以外の者 五十三万円

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第十一条の三の六の三第二項第二号から第四号までにおいて「第三号適用者」という。）であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上のもの 百六十八万円

三 基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の第三号適用者 百十
一万円

四 市町村民税非課税者である組合員又は基準日において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員（前二号又は次号に掲げる者を除く。）二十九万円

五 健康保険法施行令第四十二條第十二項第五号に掲げる者（同号に規定する厚生労働省令で定める者を除く。）に相当する者又は基準日において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員（第二号又は第三号に掲げる者を除く。）十八万円

第十一条の三の六第一項第一号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、一

第十一條の三の六第一項第一号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ロ中「三十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万一千五百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ホ中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に改め、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。に改め、同号ヘ中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同項第三号イ中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同号ロ中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百十円」に、「四十二万千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万二千三百円とする。に改め、同号ヘ中「七千五百円」

「百円」を「七千八百五十円」に改め、同項第四号中「又は口」を「から八まで」に改め、同号イ中「口」の下に「及び八」を加え、「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「八千円」を「二万千円」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八千円

第十一條の三の六第六十一項中「第十一條の三の三」の下に「及び第十一條の三の四の二」を、「第四十一條」の下に「及び第四十一條の三」を、「同條第十項中」の下に「被保險者」とあるのは「組合員」とを加え、同條第十四項を第十五項とし、同條第十三項中「前三條」を「第十一條の三の三から前条まで」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第十二項中「その資格」を「当該組合員の資格」に改め、同項の次に次の一項を加ふる。

組合員（基準日組合員を除く。）が計算期間において当該組合員の資格を喪失した場合における第十一条の三の四の二の規定による高額療養費の支給については、当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日を基準日とみなして、同条並びに前条第十二項及び第十二項の規定を適用する。

第十一條の三の六の二第二項中「(次項の)を(次項に規定する)」に、「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改め、同項第一号中「法第五十九条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養費(以下この条において「継続給付に係る療養」という。))を(継続給付に係る療養)」に、「又は第十一条の三の四」を、「第十一条の三の四又は第十一条の三の四の二」に改め、同条第二項中「七十歳以上介護合算按分率」を「七十歳以上介護合算按分率」に改め、同条第四項中「療養(第一号に規定する)」及び「療養(同号に規定する)」を「療養(」に、「係る同号)」を「係る第一号)」に改め、同条第五項中「(次項の)」を「(次項に規定する)」に、「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改め、同条第六項中「七十歳以上介護合算按分率」を「七十歳以上介護合算按分率」に改め、同条第七項中「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改める。

第五十五条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、「を」を削り、「もの」を「第三号適用者」に改め、同条第五項の表中「第四十四条第五項」を「第二十四条第六項」に、「第四十四条第七項」を「第四十四条第八項」に改める。

附則第三十四条の三及び第三十四条の四を削る。

第十條 國家公務員共済組合法施行令の一部を次のように改正する。

第十一條の三の五第一項第一号中「次号から第五号までに掲げる者以外の者」を「療養のあつた月の標準報酬の月額が百二十七万円以上の組合員又はその被扶養者」に、「八万五千八百円」を「三万四千四百円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四千円」に改め、同項第五号中「第十一項第五号」に、「第三項第五号」を「第三項第十三号」に改め、同項第五号中「第二号又は第三号」を「第一号から第六号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「二十八万円」を「十六万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 療養のあつた月の標準報酬の月額が四十四万円以上五十三万円未満の組合

者（第十三号に掲げる者を除く。）十一万四百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額が一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多回数該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 療養のあつた月の標準報酬の月額が三十六万円以上四十四万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 九万八千四百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十八万円以上三十六万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 八万五千八百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十万円以上二十八万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあつた月の標準報酬の月額が十六万円以上二十万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十三条の三の五第一項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 療養のあつた月の標準報酬の月額が七十一万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者 二十万九千四百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 療養のあつた月の標準報酬の月額が六十二万円以上七十一万円未満の組合員又はその被扶養者 十九万四千四百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一一条の三の五第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 療養のあつた月の標準報酬の月額が百三万円以上百二十七万円未満の組合員又はその被扶養者 三十万三千円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十一一条の三の五第二項第一号中「次号から第五号までに掲げる組合員以外の」を「前項第一号に掲げる」に、「四万二千九百円」を「十七万七千円」に、「十四万三千円」を「五十七万七千円」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第十二号」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「一万七千二百五十円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 前項第七号に掲げる組合員 五万五千二百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる組合員 四万九千五百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

九 前項第九号に掲げる組合員 四万二千九百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十四万三千円に満たないときは、十四万三千円）から十四万三千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十 前項第十号に掲げる組合員 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる組合員 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第十一一条の三の五第二項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる組合員 十万四千七百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる組合員 九万七千二百円と、第十一条の三の第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十一条の三の五第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる組合員 十五万五千五百円と、第十一条の三の三第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第十一条の三の五第三項第一号中「次号から第六号までに掲げる者以外の者」を「法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が百二十七万円以上の組合員又はその被扶養者」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円」と、第十一条の三の三第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四百円」に改め、同項第六号中「第四十二条第三項第六号」を「第四十二条第三項第十四号」に、「第二号から第四号まで」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前三号」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「五十三万円」を「三十六万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十万円以上の組合員又はその被扶養者（前各号、第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあつた月の標準報酬の月額が十六万円以上二十万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十二 療養のあつた月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員又はその被扶養者（次号又は第十四号に掲げる者を除く。） 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第十一条の三の五第三項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が四十四万円以上五十三万円未満の組合員又はその被扶養者 十一万四千四百円と、第十一条の三の三第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が三十六万円以上四十四万円未満の組合員又はその被扶養者 九万八千四百円と、第十一条の三の三第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満

の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十一条の三の五第三項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が七十一万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者 二十万九千四百円と、第十一条の三の三第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が六十二万円以上七十一万円未満の組合員又はその被扶養者 十九万四千四百円と、第十一条の三の三第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一条の三の五第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が百三万円以上百二十七万円未満の組合員又はその被扶養者 三十万三千円と、第十一条の三の三第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万四百円とする。

第十一条の三の五第四項第一号中「三万七千五百円」を「一十七万七千円」と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同項第六号中「前項第十四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 前項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十二 前項第十二号に掲げる者 三万七千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第十一条の三の五第四項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 前項第七号に掲げる者 五万五千二百円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる者 四万九千五百円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第十一条の三の五第四項第二号中「前項第三号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる者 十万四千七百円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 九万七千二百円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十一条の三の五第四項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十五万五千五百円と、第十一条の三の三第四項に規定する合算した金額に係る療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第十一条の三の五第五項第一号中「第三項第一号」を「第三項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同項第三号中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三項第十二号に掲げる者 二万二千円

第十一条の三の五第七項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「四万二千九百円」を「十七万千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に、「十四万三千円」を「五十七万七千円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に、「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ホ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に、「二万二千二百円」を「一万七千二百五十円」に改め、同号ニを同号ヲとし、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第一項第七号に掲げる者 十一万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八万四千円。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

チ 第一項第八号に掲げる者 九万八千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万九千五百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このチにおいて同じ。）に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

リ 第一項第九号に掲げる者 八万五千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万二千九百円）と、第十一条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十四万三千円。以下このリにおいて同じ。）に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ヌ 第一項第十号に掲げる者 六万九千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ル 第一項第十一号に掲げる者 六万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第十一条の三の五第七項第一号ロ中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第二項第四号に掲げる者 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十萬四千七百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ホ 第二項第五号に掲げる者 十九万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第十一一条の三の五第七項第一号イの次に次のように加える。

ロ 第二項第二号に掲げる者 三十万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

第十一一条の三の五第七項第二号中「ハまでに掲げる者」を「力までに掲げる者」に、「ハまでに定める」を「力までに定める」に改め、同号イ中「六万五千五百円」を「三十四万二千円」に、「三万七千五百円」を「十七万七千円」と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百十四万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万七千円。以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、これを「十四万百円」に、「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ハ中「第三項第六号」を「第

三項第十四号」に改め、同号ハを同号力とし、同号ホ中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第三項第四号」を「第三項第九号」に、「二」を「リ」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 第三項第十号に掲げる者 六万九千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ル 第三項第十一号に掲げる者 六万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ヲ 第三項第十二号に掲げる者 六万五千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万七千五百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千二百五十円）とする。

第十一一条の三の五第七項第二号ハ中「第三項第三号」を「第三項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第三項第七号に掲げる者 十一万四千三百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八万四千円。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

チ 第三項第八号に掲げる者 九万八千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万九千五百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このチにおいて同じ。）に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第十一一条の三の五第七項第二号ロ中「第三項第二号」を「第三項第三号」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第三項第四号に掲げる者 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十萬四千七百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第十一一条の三の五第七項第二号ロ中「第三項第二号」を「第三項第三号」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第三項第四号に掲げる者 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十萬四千七百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ホ 第三項第五号に掲げる者 十九万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第十一条の三の五第七項第二号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者 三十万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円）と、第十一条の三の第三項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

第十一条の三の五第七項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「第三項第一号」を「第三項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「二万千円」を「二万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第十二号に掲げる者 二万二千円

第十一条の三の五第九項第二号中「第一項第二号又は第三号」を「第一項第一号から第六号まで」に改め、同条第十一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「次項第四号」を「次項第五号」に、「前二号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員（次号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第十一条の三の五第十二項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号中「第四十二条第十二項第五号」を「第四十二条第十二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員（次号又は第六号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第十一条の三の六第一項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万四百円」に改め、同号ホ中「前条第一項第五号」を「前条第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第一項第四号」を「前条第一項第十二号」に改め、同

号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号ニを同号ワとし、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第一項第七号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十一万四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第一項第八号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 九万八千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

リ 前条第一項第九号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万五千八百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヌ 前条第一項第十号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第一項第十一号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十一条の三の六第一項第一号ロ中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一条の三の六第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十一条の三の六第一項第二号中「イからへまで」を「イから力まで」に改め、同号イ中「ロからへまでに掲げる者以外の」を「前条第三項第一号に掲げる」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号へ中「前条第三項第六号」を「前条第三項第十四号」に改め、同号へを同号力とし、同号ホ中「前条第三項第五号」を「前条第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第三項第四号」を「前条第三項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前条第三項第十号に掲げる者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第三項第十一号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヲ 前条第三項第十二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第十一条の三の六第一項第二号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第六号」に改め、同号ハを同号へとし、同号へへの次に次のように加える。

ト 前条第三項第七号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十一万四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第三項第八号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 九万八千百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十一条の三の六第一項第二号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハへの次に次のように加える。

二 前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十

九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第三項第五号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十一条の三の六第一項第二号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

し、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第十一条の三の六第一項第三号中「イから力まで」を「イから力まで」に改め、同号イ中「ロからへまでに掲げる者以外の」を「前条第四項第一号に掲げる」に、「三万七千五百円」を「十七万千円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号へ中「前条第四項第六号」を「前条第四項第十四号」に改め、同号へを同号力とし、同号ホ中「前条第四項第五号」を「前条第四項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第四項第四号」を「前条第四項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前条第四項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ル 前条第四項第十一号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ヲ 前条第四項第十二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万七百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第十一条の三の六第一項第三号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ハを同号へとし、同号へへの次に次のように加える。

ト 前条第四項第七号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 五万五千二百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ 前条第四項第八号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 四万九千五百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第十一條の三の六第一項第三号口中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号口を同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十万四千七百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第四項第五号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 九万七千二百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十一條の三の六第一項第三号イの次に次のように加える。

ロ 前条第四項第二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十五万五千五百円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第十一條の三の六第一項第四号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「及びハ」を「からニまで」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前条第五項第二号」を「前条第五項第三号」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 前条第五項第二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 二万二千円

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）
第十一條 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十一年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三條の三の二第一項第一号中「第二十三條の三の五及び附則第五十二條の五第八項」を「及び第二十三條の三の五」に、「第二十三條の三の五及び附則第五十二條の五」を「及び第二十三條の三の五」に改め、「第五項まで」の下に、「第二十三條の三の三の二」を加え、「並びに附則第五十二條の五第一項、第二項及び第八項」を削り、「第二十三條の三の四第五項」を「第二十三

條の三の三の二第一項第一号」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第二十三條の三の四第五項」を「第二十三條の三の三の二第一項第一号」に改め、同条第三項中「及び附則第五十二條の五第二項第一号」を削り、同条第四項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第五項中「第三項第一号及び第二号」を「第三項各号」に改める。

第二十三條の三の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）」を付し、同条第一項中「高額療養費按分率（第七号）」を「高額療養費按分率（第七号）」に、「高額療養費按分率（第十三号）」を「高額療養費按分率（第十三号）」に改め、同項第一号中「この条並びに第二十三條の三の六第一項、第二項、第五項及び第七項において」を削り、同項第三号中「（同条第三項において準用する場合を含む）」を削り、同条第八項中「（特別区を含む）」の下に「。第二十三條の三の四及び第二十三條の三の七第一項第五号において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十三條の三の三の二 高額療養費は、計算期間において、基準日組合員又はその被扶養者がそれぞれ当該組合の組合員又はその被扶養者として受けた療養（法第六十一条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養（次項及び第二十三條の三の六において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（第二十三條の三の二第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十四條に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）から七十歳以上年間世帯支給総額（次項に規定する七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から同項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「一部負担金等年間世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日組合員に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。

一 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第二十三條の三の二第一項第一号イからハまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円同条第四項各号に掲げる療養以下「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

二 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第二十三條の三の二第一項第一号イからハまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

2 前項各号に掲げる金額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る金額を合算した金額（第二十三條の三の二第一項から第五項まで又は前条の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十四條に規定する短期給付として前項各号に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）以下この項において「七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額」という。）が七十歳以上年間高額療養費算定基準額を超える場合は、七十歳以上一部負担金等年間世帯合算額から七十歳以上年間高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として基準日組合員に支給する。

第二十三條の三の四第一項第一号中「八万百円と、第二十三條の三の二第一項第一号及び第二号」を「八万五千八百円と、第二十三條の三の二第一項各号」に、「三十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円と、第二十三條の三の二第一項第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第二十三條の三の二第一項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」

に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「十七万九千円と、第二十三条の三の第二項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第五号中「所得割を除く。」の下に「第十項第二号、第十一項第四号及び」を加え、「特別区を含む。同号において同じ。」を削り、「第三項に」を「以下この条に」に、「及び」を「又は」に「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項第一号中「四万五十円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「四万二千九百円と、第二十三条の三の第二項各号」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第二号中「規定する」を「掲げる」に、「十二万三千三百円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「十三万五千五百円と、第二十三条の三の第二項各号」に、「四十二万二千円」を「四十五万五千円」に改め、同項第三号中「規定する」を「掲げる」に、「八万三千七百円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「八万九千五百五十円と、第二十三条の三の第二項各号」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「規定する」を「掲げる」に、「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同条第三項第一号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第三号中「二十五万二千六百円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「二十七万三百円と、第二十三条の三の第二項各号」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「十七万九千円と、第二十三条の三の第二項各号」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「八万百円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「八万五千八百円と、第二十三条の三の第二項各号」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第五号中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に改め、同項第六号中「二万四千六百円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「二万五千七百円とする。」に改め、同項第六号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第四項第一号中「二万八千八百円」を「三万七百五十円」に改め、同項第二号中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「四十二万二千円」を「四十五万五千円」に改め、同項第三号中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同項第四号中「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第五号中「一万二千三百円と、第二十三条の三の第二項第一号及び第二号」を「一万二千八百五十円と、第二十三条の三の第二項各号」に改め、同条第五項中「同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第二十三条の三の六第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）を「七十五歳到達時特例対象療養」に改め、同項第一号中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同項に次の一号を加える。

第三第三項第六号に掲げる者 八千円

第二十三条の三の四第六項第一号中「又は」を「及び」に、「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同項第二号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同項第三号中「一万八千円」を「三万二千円」に、「九千円」を「一万千円」に改め、同条第七項第一号中「次号又は」を「次号及び」に改め、同号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に、「四十二万二千円」を「四十五万五千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千五百円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同号ホ中

「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に、「一万七千七百円」を「一万八千四百五十円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に、「二万八千八百円」を「三万七千五百五十円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「八十四万二千円」を「九十万九千円」に、「四十二万二千円」を「四十五万五百円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千円」に、「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「四万五十円」を「四万二千九百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「二万四千六百円」を「二万五千七百円」に、「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円（十円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）とする。同号ニ中「一万五千円」を「一万五千七百円」に、「七千五百円」を「七千八百五十円」に改め、同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「一万八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「又は第六号」を削り、「八千円」を「一万千円」に改め、同号に次のように加える。

ハ 第三項第六号に掲げる者 八千円
第二十三条の三の四第八項第一号中「又は」を「及び」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号中「一万五千円」を「一万五千七百円」に改め、同条第十項中「前条第一項」を「第二十三条の三の第三項」に、「十四万四千円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

二 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第十二項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である組合員又は基準日において要保護者である者であつて総務省令で定めるものに該当する組合員 九万六千円

第二十三条の三の四に次の二項を加える。

11 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一次号から第四号までに掲げる者以外の者 五十三万円

基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員 百六十八万円

基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員 百十二万円

四市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第三項の規定により前年の月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課せられない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第四号において同じ。）である組合員又は基準日において要保護者である者であつて総務省令で定めるもの）に該当する組合員（前二号に掲げる者を除く。）二十九万円

12 前条第二項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の者 五十三万円

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第二十三条の三の七第二項第二号から第四号までにおいて「第三号適用者」という。）であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上のもの 百六十
八万円

三 基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の第三号適用者 百一十一万円

四 市町村民税非課税者である組合員又は基準日において要保護者である者であつて総務省令で定めるものに該当する組合員（前二号又は次号に掲げる者を除く。） 二十九万円

五 健康保険法施行令第四十二条第二項第五号に掲げる者（同号に規定する厚生労働省令で定める者を除く。）に相当する者又は基準日において要保護者である者であつて総務省令で定めるものに該当する組合員（第二号又は第三号に掲げる者を除く。） 十八万円

第二十三条の三の五第一項第一号イ中「八万五千元」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千元」を「二十八万六千元」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百元」を「二十七万九千三百円」に、「八十四万二千元」を「九十九万七千元」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千五百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百元」を「二十七万九千三百円」に、「八十四万二千元」を「九十九万七千元」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千五百円」に、「五十五万八千元」を「五十九万七千元」に改め、同号ニ中「八万六百元」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千元」を「二十八万六千元」に改め、同号ホ中「二万四千六百元」を「二万五千七百円」に改め、同号ロ中「一萬五千七百円」に改め、同項第三号イ中「二万八千八百円」を「三万七千五百円」に改め、同号ロ中「十二万六千三百円」を「十三万五千五百円」に、「四十二万二千元」を「四十五万五千五百円」に改め、同号ハ中「八万三千七百円」を「八万九千五百五十円」に、「二十七万九千円」を「二十九万八千五百円」に改め、同号ニ中「四万五千円」を「四万二千九百円」に、「十三万三千五百円」を「十四万三千円」に改め、同号ホ中「一万二千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同号ロの下に「七千八百五十円」に改め、同項第四号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号イ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、「一萬八千円」を「二万二千円」に改め、同号ロ中「八千円」を「一萬千円」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八千円

第二十三条の三の五第十一項中「第二十三条の三の二」の下に「及び第二十三条の三の二の二」を、「第四十一条」の下に「及び第四十一条の三」を、「同条第十項中」の下に「被保険者」とあるのは「組合員」とを加え、同条中第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「その資格」を「当該組合員の資格」に改め、同項の次に次の一項を加える。

13 組合員（基準日組合員を除く。）が計算期間において当該組合員の資格を喪失した場合における第二十三条の三の二の規定による高額療養費の支給については、当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日を基準日とみなして、同条並びに前条第十一項及び第十二項の規定を適用する。

第二十三条の三の六第一項中「次項の」を「次項に規定する」に、「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改め、同項第一号中「法第六十一条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を「継続給付に係る療養」に、「又は第二十三条の三の二」を「第二十三条の三の三又は第二十三条の三の二」に改め、同条第二項中「七十歳以上介護合算按分率」を「七十歳以上介護合算按分率」に改め、同条第四項中「療養（第一号に規定する）及び「療養（同号に規定する）」を「療養（一）に係る同号」を「係る第一号」に改め、同条第五項中「次項の」を「次項に規定する」に、「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改め、同条第六項中「七十歳以上介護合算按分率」を「七十歳以上介護合算按分率」に改め、同条第七項中「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改める。

第二十三条の三の七第二項第二号中「基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、」を削り、「もの」を「第三号適用者」に改め、同項第三号及び第四号中「第三号適用者であつて、」を削り、「もの」を「第三号適用者」に改め、同条第五項の表中「第四十四条第五項」を「第四十四条第六項」に、「第四十四条第七項」を「第四十四条第八項」に改める。

附則第五十二条の三から第五十二条の五の二までを削り、附則第五十二条の六を附則第五十二条の三とする。

第十二条 地方公務員等共済組合法施行令の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の四第一項第一号中「次号から第五号までに掲げる者以外の者」を「療養のあつた月の標準報酬の月額が百二十七万円以上の組合員又はその被扶養者」に、「八万五千八百円」を「三十四万二千元」に、「二十八万六千元」を「百十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万九百円」に改め、同項第五号中「第十一項第四号」を「第十一項第五号」に、「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第六号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「二十八万円」を「十六万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 療養のあつた月の標準報酬の月額が四十四万円以上五十三万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 十一万四千円と、第二十三条の三の二第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 療養のあつた月の標準報酬の月額が三十六万円以上四十四万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 九万八千四百円と、第二十三条の三の二第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十八万円以上三十六万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 八万五千八百円と、第二十三条の三の二第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十万円以上二十八万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあつた月の標準報酬の月額が十六万円以上二十万円未満の組合員又はその被扶養者（第十三号に掲げる者を除く。） 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十三条の三の四第二項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 療養のあつた月の標準報酬の月額が七十一万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者 二十万九千四百円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 療養のあつた月の標準報酬の月額が六十二万円以上七十一万円未満の組合員又はその被扶養者 十九万四千四百円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十三条の三の四第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 療養のあつた月の標準報酬の月額が百三万円以上百二十七万円未満の組合員又はその被扶養者 三十万三千円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五百円とする。

第二十三条の三の四第二項第一号中「次号から第五号までに掲げる組合員以外の」を「前項第一号に掲げる」に、「四万二千九百円」を「十七万七千円」に、「十四万三千円」を「五十七万七千円」に改め、同号ただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第十二号」とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 前項第七号に掲げる組合員 五万五千二百円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる組合員 四万九千五百円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千

五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

九 前項第九号に掲げる組合員 四万二千九百円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十四万三千円に満たないときは、十四万三千円）から十四万三千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十 前項第十号に掲げる組合員 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる組合員 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十三条の三の四第二項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる組合員 十万四千七百円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる組合員 九万七千二百円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十三条の三の四第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる組合員 十五万五千五百円と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

第二十三条の三の四第三項第一号中「次号から第六号までに掲げる者以外の者」を「法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が百二十七万円以上の組合員又はその被扶養者」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円」と、第二十三条の三の二第二項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であ

るときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四百円」に改め、同項第六号中「第四十二条第三項第六号」を「第四十二条第三項第十四号」に、第二号から第四号までを「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前三号」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「五十三万円」を「三十六万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十万円以上の組合員又はその被扶養者(前各号、第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあつた月の標準報酬の月額が十六万円以上二十万円未満の組合員又はその被扶養者(第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十二 療養のあつた月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員又はその被扶養者(次号又は第十四号に掲げる者を除く。六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第二十三条の三の四第三項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が四十四万円以上五十三万円未満の組合員又はその被扶養者 十一万四百円と、第二十三条の三の二第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円)から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が三十六万円以上四十四万円未満の組合員又はその被扶養者 九万八千四百円と、第二十三条の三の二第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円)から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十三条の三の四第三項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が十一万七千円以上十八万三千円未満の組合員又はその被扶養者 二十万九千四百円と、第二十三条の三の二第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円)から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が六十二万円以上七十一万円未満の組合員又はその被扶養者 十九万四千四百円と、第二十三条の三の二第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところ

により算定した当該療養に要した費用の額(その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円)から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十三条の三の四第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が百三万円以上百二十七万円未満の組合員又はその被扶養者 三十万三千円と、第二十三条の三の二第三項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円)から百一十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第二十三条の三の四第四項第一号中「三万七千五百円」を「一十七万千円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円)から五十七万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額」に改め、同項ただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同項第六号中「前項第六号」を「前項第十四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 前項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一 前項第十一号に掲げる者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十二 前項第十二号に掲げる者 三万七千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第二十三条の三の四第四項第三号中「前項第三号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 前項第七号に掲げる者 五万五千二百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円)から十八万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

八 前項第八号に掲げる者 四万九千五百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円)から十六万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十三条の三の四第四項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる者 十萬四千七百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四萬九千円に満たないときは、三十四萬九千円）から三十四萬九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 九萬七千二百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二萬四千円に満たないときは、三十二萬四千円）から三十二萬四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十三条の三の四第四項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる者 十五萬五千五百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十萬五千円に満たないときは、五十萬五千円）から五十萬五千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七萬五千円とする。

第二十三条の三の四第五項第一号中「第三項第一号」を「第三項第十号又は第十一号」に、「二萬二千円」を「二萬八千円」に改め、同項第三号中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「一萬千円」を「一萬三千円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三項第十二号に掲げる者 二萬二千円

第二十三条の三の四第七項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八萬五千八百円」を「三十四萬二千円」に、「四萬二千九百円」を「七萬七千円」に、「二十八萬六千円」を「百十四萬円」に、「十四萬三千円」を「五十七萬円」に改め、同号イただし書中「四萬四千四百円」を「十四萬百円」に、「二萬二千二百円」を「七萬五千円」に改め、同号ホ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四萬四千四百円」を「三萬四千五百円」に、「二萬二千二百円」を「一萬七千二百五十円」に改め、同号ニを同号ヲとし、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第一項第七号に掲げる者 十一萬四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五萬五千二百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六萬八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八萬四千円。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六萬八千円）から三十六萬八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二萬二千二百円）とする。

チ 第一項第八号に掲げる者 九萬八千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四萬九千五百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二萬七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六萬三千五百円。以下このチにおいて同じ。）に満たないときは、三十二萬七千円）から三十二萬七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四萬四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二萬二千二百円）とする。

リ 第一項第九号に掲げる者 八萬五千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四萬二千九百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十八萬六千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十四萬三千円。以下このリにおいて同じ。）に満たないときは、二十八萬六千円）から二十八萬六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四萬四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二萬二千二百円）とする。

又 第一項第十号に掲げる者 六萬九千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三萬四千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四萬四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二萬二千二百円）とする。

ル 第一項第十一号に掲げる者 六萬五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三萬二千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四萬四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二萬二千二百円）とする。

第二十三条の三の四第七項第一号ロ中「第一項第三号」を「第一項第三号」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第一項第四号に掲げる者 二十萬九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十萬四千七百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九萬八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四萬九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九萬八千円）から六十九萬八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九萬三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四萬六千五百円）とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 十九萬四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九萬七千二百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四萬八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四萬九千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四萬八千円）から六十四萬八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九萬三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四萬六千五百円）とする。

係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。に満たないときは、六十八万八千円。から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第二十三条の三の四第七項第一号イの次に次のように加える。

第二十三条の三の四第七項第二号イの次に次のように加える。

ロ 第一項第二号に掲げる者 三十万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

第二十三条の三の四第七項第二号中「へまでに掲げる者」を「へまでに掲げる者」に、「へまでに定める」を「へまでに定める」に改め、同号イ中「六万五千五百円」を「三十四万二千円」に、「三万七千五百円」を「一十七万七千円」と、第二十三条の三の二第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一十四万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十七万円。以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、百一十四万円）から百一十四万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に、「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号へ中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号へを同号力とし、同号ホ中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号二中「第三項第四号」を「第三項第九号」に、「二」を「二」に改め、同号二を同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 第三項第十号に掲げる者 六万九千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万四千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ル 第三項第十一号に掲げる者 六万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万二千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ヲ 第三項第十二号に掲げる者 六万五千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万七千五百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千二百五十円）とする。

第二十三条の三の四第七項第二号ハ中「第三項第三号」を「第三項第六号」に、「ハ」を「ヘ」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第三項第七号に掲げる者 十一万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五万五千二百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付

対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十八万四千円。以下このトにおいて同じ。）に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

チ 第三項第八号に掲げる者 九万八千八百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万九千五百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十六万三千五百円。以下このチにおいて同じ。）に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第二十三条の三の四第七項第二号ロ中「第三項第三号」を「第三項第六号」に、「ロ」を「ヘ」に改め、同号ロを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

二 第三項第四号に掲げる者 二十万九千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十萬四千七百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十四万九千円。以下この二において同じ。）に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

ホ 第三項第五号に掲げる者 十九万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九万七千二百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三十二万四千円。以下このホにおいて同じ。）に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

第二十三条の三の四第七項第二号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第二号に掲げる者 三十万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十五万五千五百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五十万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、百一万円）から百

一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

第二十三条の三の四第七項第三号中「八まで」を「二まで」に改め、同号イ中「第三項第一号」を「第三項第十号又は第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「第三項第六号」を「第三項第十四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第三項第五号」を「第三項第十三号」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三項第十二号に掲げる者 二万二千円

第二十三条の三の四第九項第二号中「第一項第二号又は第三号」を「第一項第一号から第六号まで」に改め、同条第十一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「次項第四号」を「次項第五号」に、「前二号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員（次号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第二十三条の三の四第十二項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号中「第四十二条第十二項第五号」を「第四十二条第十二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員（次号又は第六号に掲げる者を除く。） 四十一万円

第二十三条の三の五第一項第一号中「ホまで」を「ワまで」に改め、同号イ中「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ホ中「前条第一項第五号」を「前条第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第一項第四号」を「前条第一項第十二号」に改め、同号ニただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号ニを同号ヲとし、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第一項第七号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十一万四五百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第一項第八号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 九万八千円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

リ 前条第一項第九号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万五千八百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八

万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

又 前条第一項第十号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第一項第十一号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十三条の三の五第一項第一号ロ中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十三条の三の五第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

第二十三条の三の五第一項第二号中「イからハまで」を「イから力まで」に改め、同号イ中「ロからハまでに掲げる者以外の」を「前条第三項第一号に掲げる」に、「六万五千五百円」を「三十四万二千円」と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円」に改め、同号ヘ中「前条第三項第六号」を「前条第三項第十四号」に改め、同号ヘを同号力とし、同号ホ中「前条第三項第五号」を「前条第三項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第三項第四号」を「前条第三項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前条第三項第十号に掲げる者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ル 前条第三項第十一号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ヲ 前条第三項第十二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 六万五千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第二十三条の三の五第一項第二号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第三項第七号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十一万四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

チ 前条第三項第八号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 九万八千円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十三条の三の五第一項第二号ロ中「前条第三項第二号に掲げる」を「前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ホ 前条第三項第五号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十三条の三の五第一項第二号イの次に次のように加える。

ロ 前条第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場

合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五百円とする。

第二十三条の三の五第一項第三号中「イからハまで」を「イから力まで」に改め、同号イ中「ロからハまでに掲げる者以外の」を「前条第四項第一号に掲げる」に、「三万七千五百円」を「一十七万千円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万七千円に満たないときは、五十七万七千円）から五十七万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万五千円」に改め、同号ハ中「前条第四項第六号」を「前条第四項第十四号」に改め、同号ヘを同号力とし、同号ホ中「前条第四項第五号」を「前条第四項第十三号」に改め、同号ロを同号ワとし、同号二中「前条第四項第四号」を「前条第四項第九号」に改め、同号二を同号リとし、同号リの次に次のように加える。

又 前条第四項第十号に掲げる者 三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ル 前条第四項第十一号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ヲ 前条第四項第十二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万七百五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、一万七千二百五十円とする。

第二十三条の三の五第一項第三号ハ中「前条第四項第三号」を「前条第四項第六号」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 前条第四項第七号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 五万五千二百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十八万四千円に満たないときは、十八万四千円）から十八万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

チ 前条第四項第八号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 四万九千五百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十六万三千五百円に満たないときは、十六万三千五百円）から十六万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十三条の三の五第一項第三号ロ中「前条第四項第二号に掲げる」を「前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十万四千七百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四

第十一条の三の四の二第二項			
基準日組合員		基準日加入者	
当該組合の組合員		加入者	
(法)		(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法)	
法第五十一条		私立学校教職員共済法第二十条第三項	

項の次に次のように加える。

第十三条 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三項並びに第四項を除く。」の下に、「第十一条の三の四の二を加え、第十三項を「第十四項」に、「第十一条の四、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」を「並びに第十三項第六号及び第九項」を「第三項第六号、第九項、第十項第二号、第十一項第四号及び第十二項第五号」に、「第十二項まで」を「第十三項まで」に、「第十一条の三の九、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」を「並びに第十一条の三の九」に改め、同条の表第十一の三の四第十項の次に次のように加える。

第二十三条の三の五第一項第四号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「及びハ」を「からニまで」に、「二万二千元」を「二万八千元」に改め、同号ハ中「前条第五項第三号」を「前条第五項第四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前条第五項第二号」を「前条第五項第三号」に、「二万千元」を「一万三千元」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 前条第五項第二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 九万七千二百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第四項第五号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 九万七千二百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第十二条の三の四の二第二項		法第五十一条		私立学校教職員共済法第二十条第三項	
基準日組合員				基準日加入者	
第六条の表第十一条の三の五第十項の項の次に次のように加える。					
第十二条の三の五第十項第二号		組合員		加入者	
財務省令		財務省令		文部科学省令	
組合員		組合員		加入者	
第十二条の三の五第十一項第四号		財務省令		文部科学省令	
加入者		加入者		加入者	
第十一条の三の五第十二項第五号		財務省令		文部科学省令	
組合員		組合員		加入者	
第六条の表第十一条の三の六第六十一項の項を次のように改める。					
第十二条の三の六第六十一項		国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）		私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六十一条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）	
組合員		加入者		加入者	
国家公務員共済組合法第五十四条第二項第五号		私立学校教職員共済法において準用する国家公務員共済組合法第五十四條第一項第五号		私立学校教職員共済法において準用する国家公務員共済組合法第五十四條第一項第五号	
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三		私立学校教職員共済法において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三		私立学校教職員共済法において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三	
第十二条の三の六第十三項		組合員（基準日組合員）		加入者（基準日加入者）	
当該組合員		当該組合員		当該加入者	

第六条の表第十一の三の六の二第二項第一号の項を次のように改める。

第十一号	当該組合の組合員	加入者
	法第五十一条	私立学校教職員共済法第二十条第三項

第六条の表附則第三十四の三の第二項、第二項、第六項及び第七項の項、附則第三十四の三の八項の項及び附則第三十四の四の項を削る。

第十四条 私立学校教職員共済法施行令の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条の三の五第一項第六号」を「第十一条の三の五第一項第十三号、第三項第十四号」に、「第十一項第四号及び第十二項第五号」を「第十一項第五号及び第十二項第六号」に改め、同条の表第十一の三の五第一項第五号の項中「第十一条の三の五第一項第五号」を「第十一条の三の五第一項第十三号」に改め、同表第十一の三の五第三項第六号の項中「第十一条の三の五第三項第六号」を「第十一条の三の五第三項第十四号」に改め、同表第十一の三の五第十一項第四号の項中「第十一条の三の五第十一項第四号」を「第十一条の三の五第十一項第五号」に改め、同表第十一の三の五第十二項第五号の項中「第十一条の三の五第十二項第五号」を「第十一条の三の五第十二項第六号」に改める。

第十五条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の六の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第一項中「この条」の下に「次条」を加え、この項及び「を」の項、次条及び「に」に「国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項」を「同令第十一条の三の四の二第二項第一号」に改め、同項第二号中「この条」の下に「次条」を加え、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項を「同令第十一条の三の四の二第二項第一号」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「第十七条の六の二の二第三項」に改める。

第十七条の六の二第二項中「前条第一項の」を「第十七条の六第一項の」に改め、同項第一号中「八万六千円」と、前条第一項第一号及び第二号を「八万五千八百円」と、第十七条の六第一項各号に「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「この項」の下に「第六項」を加え、二十五万二千六百円と、前条第一項第一号及び第二号を「二十七万三百円」と、第十七条の六第一項各号に「八十四万二千円」を「九十万九千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」と、前条第一項第一号及び第二号を「十七万九千四百円」と、第十七条の六第一項各号に「五十万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第五号中「所得割を除く」の下に「第六項第四号及び」を加え、「同号」を「第六項第四号及び前条第一項第五号」に、「生活保護法第六條第二項に規定する要保護者(生活保護法第六條第二項に規定する要保護者をいう。第六條第四項において同じ。)」を「要保護者(は「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十七条の六第二項」に、「八万六千円」を「八万五千八百円」に改め、同条第二項中「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同条第三項中「前条第三項の高額療養費算定基準額」を「第十七条の六第三項の高額療養費算定基準額」に改め、同項第一号中「八万六千円」と、前条第一項第一号を「八万五千八百円」と、第十七条の六第一項第一号を「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ただし書中「前条第三項」を「第十七条の六第三項」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」と、前条第一項第一号を「二十七万三百円」と、第十七条の六第一項第一号を「八十四万二千円」を「九十万九千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」と、前条第一項第一号を「十七万九千四百円」と、第十七条の六第一項第一号を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第五号中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第十七条の六第四項」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第五項中「前条第五項の」を「第十七条の六第五項の」に、「額と」を「金額と」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に、「前条第五項」を「第十七条の六第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 五十三万円

二 基準日の属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上の自衛官 百六十八万円

三 基準日の属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の自衛官 百一十一万円

四 市町村民税非課税者(基準日の属する年度の前年度(次条第三項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く)をいう)である自衛官等又は基準日において要保護者である者であつて防衛省令で定めるものに該当する自衛官等(前二号に掲げる者を除く) 二十九万円

第十七条の六の二を第十七条の六の二とし、第十七条の六の次に次の一条を加える。

第十七条の六の二 高額療養費の支給要件及び支給額

第十七条の六の二 高額療養費は、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間(以下この条、第十七条の六の三、第十七条の六の四及び第十七条の六の六において「計算期間」という)において自衛官等である者に限る。以下この条、第十七条の六の三及び第十七条の六の四において「基準日自衛官等」という。又はその自衛官被扶養者がそれぞれ自衛官等又は自衛官被扶養者として受けた療養(第十七条の七第一項の規定による給付に係る療養(第十七条の六の四において「継続給付に係る療養」という)を含む)に係る次に掲げる金額の合算額(前条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、第十七条の八の二に規定する給付又は支給として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付又は支給が行われる場合にあつては、当該給付又は支給に相当する金額を控除した金額とする)から国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第二項に規定する七十歳以上年間世帯支給総額を控除した金額(以下この条において「一部負担金等年間世帯合算額」という)が高額療養費算定基準額を超える場合に基準日自衛官等に支給するものとし、その額は、一部負担金等年間世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。

一 当該療養(特定給付対象療養を除く)に係る前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万二千円(国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第二項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。を合算した金額

二 当該療養(特定給付対象療養に限る)について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額(七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万二千円(国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第二項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した金額

第十七条の六の三第一項第一号中「八万六千円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同項第二号中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万九千円」に改め、同項第三号中「十六万七千四百円」を「十七万九千四百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同項第四号中「五万七千六百円」を「六万五千五百円」に改め、同項第五号中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第十七条の六第四項」に、「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第五項中「前条第五項の」を「第十七条の六第五項の」に、「額と」を「金額と」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に、「前条第五項」を「第十七条の六第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

に改め、同項第五号中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第六号中「第十七条の六」の下に「及び第十七条の六の二」を、「第四十一条」の下に「及び第四十一条の三」を加え、「第十七条の六」を「第十七条の六及び第十七条の六の二」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

七 自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒（基準日自衛官等を除く。）が計算期間において退職し、又は訓練招集等に応じている予備自衛官等（基準日自衛官等を除く。）が計算期間において訓練招集等の期間を終了した場合における第十七条の六の二の規定による高額療養費の支給については、その者が、退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日（計算期間において、その者が、退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日が複数ある場合にあつては、当該退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日のうち最も遅い日）の前日を基準日とみなして、同条及び前条第六項の規定を適用する。

第十七条の六の四第一項第一号中「毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条及び第十七条の六の六第一項において「計算期間」という。）を「計算期間」に、「自衛官等（計算期間の末日（次号及び第三項、次条並びに第十七条の六の六第一項において「基準日」という。）において自衛官等である者に限る。以下この項及び第三項において「基準日自衛官等」という。）を「基準日自衛官等」に、「第十七条の七の規定による給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を「継続給付に係る療養」に、「二の規定又は」を「若しくは第十七条の六の二の規定又は」に、「若しくは第十一条の三の四若しくは第十一条の三の四の二」に改め、同号イ及びロ中「第十一条の三の五第五項」を「第十一条の三の四の二第一項第一号」に改め、同項第二号中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

第十六条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。
第十七条の六の二第二項第一号中「次号から第五号までに掲げる者以外の者」を「療養のあつた月の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第五十二条に規定する標準報酬の月額をいう。以下この項、第六項及び第十七条の六の五第一項において同じ。）が百二十七万円以上である自衛官」に、「八万五千八百円」を「三十四万二千円」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四百円」に改め、同項第五号中「第六項第四号」を「第六項第五号」に、「第二号又は第三号」を「第一号から第六号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「二十八万円」を「十六万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 療養のあつた月の標準報酬の月額が四十四万円以上五十三万円未満である自衛官（第十三号に掲げる者を除く。）十一万四百円と、第十七条の六第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 療養のあつた月の標準報酬の月額が三十六万円以上四十四万円未満である自衛官（第十三号に掲げる者を除く。）九万八千四百円と、第十七条の六第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が

五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十八万円以上三十六万円未満である自衛官（第十三号に掲げる者を除く。）八万五千八百円と、第十七条の六第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十万円以上二十八万円未満である自衛官（第十三号に掲げる者を除く。）六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 療養のあつた月の標準報酬の月額が十六万円以上二十万円未満である自衛官等（第十三号に掲げる者を除く。）六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十七条の六の二第二項第二号中「（国家公務員共済組合法第五十二条に規定する標準報酬の月額をいう。以下この項、第六項及び第十七条の六の五第一項において同じ。）を削り、「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 療養のあつた月の標準報酬の月額が七十一万円以上八十三万円未満である自衛官 二十万九千四百円と、第十七条の六第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 療養のあつた月の標準報酬の月額が六十二万円以上七十一万円未満である自衛官 十九万四千四百円と、第十七条の六第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十七条の六の二第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 療養のあつた月の標準報酬の月額が百三万円以上百二十七万円未満である自衛官 三十万三千円と、第十七条の六第一項各号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万四百円とする。

第十七条の六の二の第三項第一号中「八万五千八百円」を「三十四万二千元」に、「二十八万八千円」を「百十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四百円」に改め、同項第五号中「第一項第五号」を「第二項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「第一項第四号」を「第一項第十二号」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「第一項第三号」を「第一項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 第一項第七号に掲げる者 十一万四百円と、第十七条の六第一項第一号イから二までに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 第一項第八号に掲げる者 九万八千八百円と、第十七条の六第一項第一号イから二までに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九 第一項第九号に掲げる者 八万五千八百円と、第十七条の六第一項第一号イから二までに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十 第一項第十号に掲げる者 六万九千六百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 第一項第十一号に掲げる者 六万五千四百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十七条の六の二の第三項第二号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第一項第四号に掲げる者 二十万九千四百円と、第十七条の六第一項第一号イから二までに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 第一項第五号に掲げる者 十九万四千四百円と、第十七条の六第一項第一号イから二までに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万

八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十七条の六の二の第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 第一項第二号に掲げる者 三十万三千円と、第十七条の六第一項第一号イから二までに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が百一十万円に満たないときは、百一十万円）から百一十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万五百円とする。

第十七条の六の二の第五項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号中「前二号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 基準日の属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の自衛官等（次号に掲げる者を除く。）四十一万円

第十七条の六の三第一項第一号中「八万五千八百円」を「三十四万二千元」に、「二十八万六千円」を「百十四万円」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万四百円」に改め、同項第五号中「前条第一項第五号」を「前条第一項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「前条第一項第四号」を「前条第一項第十二号」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「三万四千五百円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第三号中「前条第一項第三号」を「前条第一項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の五号を加える。

七 前条第一項第七号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 十一万四百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八 前条第一項第八号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 九万八千八百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

九 前条第一項第九号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 八万五千八百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十 前条第一項第十号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一 前条第一項第十一号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十七条の六の三第一項第二号中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 二十万九千四百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 十九万四千四百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第十七条の六の三第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 三十万三千円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第十七条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改める。

第十八条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「二十七万三百円」を「三十四万二千円」に、「第四十二条第一項第二号」を「第四十二条第一項第一号」に、「九十万千円」を「百十四万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和八年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第十六条までの規定 公布の日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定並びに附則第十八条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十七条第二項、第三十条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十九条第二項及び第四十一条第二項の規定並びに附則第四十三条中介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二條の三第六項第三号への改正規定 令和九年八月一日

（健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条並びに附則第十七条及び第十九条において「新健康保険法施行令」という。）第四十三条第一項第四号ロ及びハ（新健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保険者の認定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条並びに附則第十九条第一項及び第二項において「第二号新健康保険法施行令」という。）第四十三条第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二まで（これらの規定（同条第一項第一号イからチまで及びヌからワまで、第二号ロからリまで及びル並びに第三号ロからリまで及びルに係る部分を除く。）を第二号新健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保険者の認定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、第二号新健康保険法施行令第四十三条第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力までの規定の例によりすることができる。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第四条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令（附則第二十条及び第二十二条において「新船員保険法施行令」という。）第十條第一項第四号ロ及びハの規定による全国健康保険協会（健康保険法による全国健康保険協会をいう。次条及び附則第二十二條において「協会」という。）の認定は、施行日前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第五条 第四条の規定による改正後の船員保険法施行令（附則第二十二條第一項及び第二項において「第二号新船員保険法施行令」という。）第十條第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定による協会の認定は、第二号施行日前においても、同項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第六条 第五条の規定による改正後の国民健康保険法施行令（附則第二十三条及び第二十五条において「新国民健康保険法施行令」という。）第二十九条の四第一項第五号ロ及びハの規定による市町村（特別区を含む。次条及び附則第二十五条において同じ。）又は国民健康保険組合（次条及び附則第二十五条において「組合」という。）の認定は、施行日前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第七条 第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令（附則第二十五条第一項及び第二項において「第二号新国民健康保険法施行令」という。）第二十九条の四第一項第一号イからワまで、第二号イからワまで、第三号ロからリまで及びルから力まで、第四号ロからリまで及びルから力まで並びに第五号ロから二までの規定による市町村又は組合の認定は、第二号施行日前においても、同項第一号イからワまで、第二号イからワまで、第三号ロからリまで及びルから力まで、第四号ロからリまで及びルから力まで並びに第五号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第八条 第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（附則第二十六条及び第二十八条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第十六條第一項第三号ロ及びハの規定による後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条及び附則第二十八条において同じ。）の認定は、施行日前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第九条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（附則第二十八条第一項において「第二号新高齢者医療確保法施行令」という。）第十六条第一項第一号ロからリまで、ル、ワ及び力、第二号ロからリまで、ル、ワ及び力並びに第三号ロから二までの規定による後期高齢者医療広域連合の認定は、第二号施行日前においても、同項第二号ロからリまで、ル、ワ及び力、第二号ロからリまで、ル、ワ及び力並びに第三号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十条 第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「新国共済法施行令」という。）第十一条の三の六第一項第四号ロ及びハの規定による組合（国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する組合をいう。次条及び附則第三十一条において同じ。）の認定は、施行日前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第十一条 第十条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「第二号新国共済法施行令」という。）第十一条の三の六第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定による組合の認定は、第二号施行日前においても、同項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十二条 第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（附則第三十二条及び第三十四条において「新地共済法施行令」という。）第二十三条の三の五第一項第四号ロ及びハの規定による組合（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する組合をいう。次条及び附則第三十四条において同じ。）の認定は、施行日前においても、同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第十三条 第十二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（附則第三十四条第一項及び第二項において「第二号新地共済法施行令」という。）第二十三条の三の五第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定による組合の認定は、第二号施行日前においても、同項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十四条 第十三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（以下この条並びに附則第三十五条及び第三十七条において「新私学共済法施行令」という。）第六条において準用する新国共済法施行令第十一条の三の六第一項第四号ロ及びハの規定による日本私立学校振興・共済事業団（次条及び附則第三十七条において「事業団」という。）の認定は、施行日前においても、新私学共済法施行令第六条において準用する同号ロ及びハの規定の例によりすることができる。

第十五条 第十四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令（以下この条並びに附則第三十七條第一項及び第二項において「第二号新私学共済法施行令」という。）第六条において準用する第二号新国共済法施行令第十一条の三の六第一項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定による事業団の認定は、第二号施行日前においても、第二号新私学共済法施行令第六条において準用する同項第一号イからワまで、第二号ロからリまで及びルから力まで、第三号ロからリまで及びルから力まで並びに第四号ロから二までの規定の例によりすることができる。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十六条 第十六条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（附則第四十条第一項において「第二号新防衛省職員給与法施行令」という。）第十七条の六の三第一項各号の規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定は、第二号施行日前においても、同項各号の規定の例によりすることができる。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 新健康保険法施行令第四十三条第十二項に規定する資格を喪失した日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日」とあるのは、「当該資格を喪失した日」とする。

2 新健康保険法施行令第四十四条第五項に規定する承認を受けた日又は日雇特例被保険者手帳を返納した日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日（計算期間において当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日が複数ある場合にあつては、これらの日のうち最も遅い日）の前日」とあるのは、「当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日」とする。

第十八条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十九条 保険者は、新健康保険法施行令第四十一条の規定により、被保険者に対し、高額療養費を支給する場合において、新健康保険法施行令第四十一条の二第二項ただし書に規定する基準日（新健康保険法施行令第四十三条第十二項の規定により基準日とみなされる日を含む。次項において「基準日」という。）の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者である者（新健康保険法施行令第四十二条第十一項第四号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき保険者の確認を受けている者については、第二号新健康保険法施行令第四十二条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

2 保険者は、新健康保険法施行令第四十一条の三第二項の規定により、被保険者に対し、高額療養費を支給する場合において、基準日の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者である者（新健康保険法施行令第四十二条第十二項第四号又は第五号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき保険者の確認を受けている者については、第二号新健康保険法施行令第四十二条第十二項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による七十歳以上年間高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

3 前二項の確認は、厚生労働省令で定めるところにより、新健康保険法施行令第四十一条の三の規定による高額療養費の支給を受ける者の申請により、又は職権で保険者が行うものとする。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 新船員保険法施行令第十条第十二項に規定する資格を喪失した日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日」とあるのは、「当該資格を喪失した日」とする。

第二十一条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十二条 協会は、新船員保険法施行令第八条の三第一項の規定により、被保険者に対し、高額療養費を支給する場合において、新船員保険法施行令第八条の二第二項ただし書に規定する基準日（新船員保険法施行令第十条第十二項の規定により基準日とみなされる日を含む。次項において「基準日」という。）の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者である者（新船員保険法施行令第九条第十一項第四号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき協会の確認を受けている者については、第二号新船員保険法施行令第九条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

2 協会は、新船員保険法施行令第八条の第三第二項の規定により、被保険者に対し、高額療養費を支給する場合において、基準日の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者である者（新船員保険法施行令第九条第十二項第四号又は第五号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき協会の確認を受けている者については、第二号新船員保険法施行令第九条第十二項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による七十歳以上年間高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

3 前二項の確認は、厚生労働省令で定めるところにより、新船員保険法施行令第八条の三の規定による高額療養費の支給を受ける者の申請により、又は職権で協会が行うものとする。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 新国民健康保険法施行令第二十九条の第四第十項に規定する国民健康保険の世帯主等でなくなった日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「国民健康保険の世帯主等でなくなった日（計算期間において当該世帯における国民健康保険の世帯主等でなくなった日が複数ある場合にあつては、当該世帯における国民健康保険の世帯主等でなくなった日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）の前日」とあるのは、「国民健康保険の世帯主等でなくなった日」とする。

第二十四条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十五条 市町村又は組合は、新国民健康保険法施行令第二十九条の二の第三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、世帯主等に対し、高額療養費を支給する場合において、新国民健康保険法施行令第二十九条の二の第二第一項に規定する基準日（新国民健康保険法施行令第二十九条の四第十項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項及び次項において「基準日」という。）の属する月における厚生労働省令で定める日において当該世帯主等同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年（新国民健康保険法施行令第二十九条の四第十項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては当該基準日とみなした日の属する年の前年）の基準所得額を合算した額が八十六万円以下の場合（新国民健康保険法施行令第二十九条の三第十二項第四号に掲げる場合を除く。）に該当していることにつき市町村又は組合の確認を受けている場合については、第二号新国民健康保険法施行令第二十九条の三第十二項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

2 市町村又は組合は、新国民健康保険法施行令第二十九条の二の第三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、世帯主等に対し、高額療養費を支給する場合において、基準日における国民健康保険法第四十二条第一項第四号に規定する所得の額が二十八万円未満の者である場合（新国民健康保険法施行令第二十九条の三第十四項第四号又は第五号に掲げる場合を除く。）に該当していることにつき市町村又は組合の確認を受けている場合については、第二号新国民健康保険法施行令第二十九条の三第十四項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による七十歳以上年間高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

3 前二項の確認は、厚生労働省令で定めるところにより、新国民健康保険法施行令第二十九条の二の三の規定による高額療養費の支給を受ける者の申請により、又は職権で市町村又は組合が行うものとする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 新高齢者医療確保法施行令第十六条第七項に規定する資格を喪失した日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

第二十七条 施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十八条 後期高齢者医療広域連合が、新高齢者医療確保法施行令第十四条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、被保険者に対し、高額療養費を支給する場合において、新高齢者医療確保法施行令第十四条の二第二項ただし書に規定する基準日（新高齢者医療確保法施行令第十六条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。）において療養の給付を受けることとした場合に高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第一号の規定が適用される者（新高齢者医療確保法施行令第十五条第九項第四号又は第五号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の確認を受けている者については、第二号新高齢者医療確保法施行令第十五条第九項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

2 前項の規定は、新高齢者医療確保法施行令第十四条の三第四項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、同条第四項に規定する被保険者であつた者に対し、高額療養費を支給する場合について準用する。この場合において、前項中「基準日（新高齢者医療確保法施行令第十六条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。）」とあるのは、「計算期間に最後に被保険者の資格を喪失した日の前日」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の確認は、厚生労働省令で定めるところにより、新高齢者医療確保法施行令第十四条の三第一項若しくは第四項の規定による高額療養費の支給を受ける者の申請により、又は職権で後期高齢者医療広域連合が行うものとする。

第二十九条 新国共済法施行令第十一条の三の六第十三項に規定する資格を喪失した日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日」とあるのは、「当該資格を喪失した日」とする。

第三十条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十一条 組合は、新国共済法施行令第十一条の三の四の二第二項の規定により、組合員に対し、高額療養費を支給する場合において、新国共済法施行令第十一条の三の四第一項ただし書に規定する基準日（新国共済法施行令第十一条の三の六第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。次項において「基準日」という。）が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員である者新国共済法施行令第十一条の三の五第十一項第四号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき組合の確認を受けている者については、第二号新国共済法施行令第十一条の三の五第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

2 組合は、新国共済法施行令第十一条の三の四の二第二項の規定により、組合員に対し、高額療養費を支給する場合において、基準日が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員である者（新国共済法施行令第十一条の三の五第十二項第四号又は第五号に掲げる者を除く。）に該当していることにつき組合の確認を受けている者については、第二号新国共済法施行令第十一条の三の五第十二項（第四号に係る部分に限る。）の規定の例による七十歳以上年間高額療養費算定基準額を用いて、当該高額療養費を算定するものとする。

3 前二項の確認は、財務省令で定めるところにより、新国共済法施行令第十一条の三の四の二の規定による高額療養費の支給を受ける者の申請により、又は職権で組合が行うものとする。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 新地共済法施行令第二十三条の三の五第十三項に規定する資格を喪失した日が令和八年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該資格を喪失した日（計算期間において当該資格を喪失した日が複数ある場合にあつては、当該資格を喪失した日のうち最も遅い日）の前日」とあるのは、「当該資格を喪失した日」とする。

		改 正 後	
		(資格確認書の交付等)	
		第四十七条 (略)	
		2、6 (略)	
		7 第三十六条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、事業主を経由せず行うものとする。	
		一 (略)	
		二 令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくはニの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定(令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(第百三条の七において「限度額適用認定」という。)に係る情報を資格確認書に記載した場合(申請者が第百三条の七第四項の意思表示をした場合を除く。)	
		三 令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号ロ若しくはハの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定(令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(第百三条の七第一項及び第百五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。)に係る情報を資格確認書に記載した場合(申請者が第百五条第三項の意思表示をした場合を除く。)	
		8 (略)	
		(資格情報通知書による通知)	
		第五十一条の三 (略)	
		2 保険者は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。	
		一 前項各号に掲げる事項は、被保険者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するために通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等(法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第百三条の七第五項及び第六項、第百五条第四項	
		(傍線部分は改正部分)	
		改 正 前	
		(資格確認書の交付等)	
		第四十七条 (略)	
		2、6 (略)	
		7 第三十六条及びこの節の規定にかかわらず、次に掲げる場合は資格確認書の交付その他の手続について、事業主を経由せず行うものとする。	
		一 (略)	
		二 令第四十三条第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくは二若しくは第三号ハ若しくはニの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定(令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(第百三条の二において「限度額適用認定」という。)に係る情報を資格確認書に記載した場合(申請者が第百三条の二第四項の意思表示をした場合を除く。)	
		三 令第四十三条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号ロの規定による保険者の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による保険者の認定(令第四十二条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)(第百三条の二第一項及び第百五条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。)に係る情報を資格確認書に記載した場合(申請者が第百五条第三項の意思表示をした場合を除く。)	
		8 (略)	
		(資格情報通知書による通知)	
		第五十一条の三 (略)	
		2 保険者は、前項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を併せて通知するものとする。	
		一 前項各号に掲げる事項は、被保険者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するために通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等(法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第百三条の二第五項及び第六項、第百五条第四項	
		3 第一項の規定により実施されたサンプリング補助者講習を修了した者は、前項の規定により交付されたサンプリング補助者講習修了証を損傷し、又は滅失したときは、施行日前においても、新作環則第五十一条の十四第五項の規定の例により、サンプリング補助者講習修了証の再交付を受けることができる。	
		4 前条第二項の登録を受けた者は、第一項の規定によりサンプリング補助者講習を実施した場合には、施行日前においても、新作環則第五十一条の二十二及び第五十一条の二十四第二項の規定の例により、帳簿の作成、保存、引渡し及び引継ぎ等をしなければならない。	
		第十四条 令和八年十月一日前に旧作環則第五条第一項第二号若しくは第三号に該当する者又は第五条の二の規定により第二種作業環境測定士となる資格を有する者は、旧デザイン等講習若しくは新個人ばく露測定講習(附則第九条第一項の規定により実施されるものを含む。)を修了した場合又は新作環則第五条の二の二の厚生労働大臣が定める者に該当する場合には、附則第十条第一項若しくは作環法第七条又は附則第十条第二項若しくは新作環則第九条第二項及び第三項の規定の例により、登録又は書換えの申請(新作環則第六条第二項第五号に定める事項に係るものに限る。)を行うことができる。	
		○厚生労働省令第百十七号	
		健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和八年政令第百四十号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。	
		令和八年七月二十九日	
		厚生労働大臣 上野賢一郎	
		健康保険法施行規則等の一部を改正する省令	
		(健康保険法施行規則の一部改正)	
		第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。	
		次の表のように改正する。	

及び第五項並びに第百六条第一項を除き、以下同じ。）、保険薬局等（法第六十三条第三項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。）、又は指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）、において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 (略)

355 (略)

(家族療養費の支給)

第九十条 第五十三条、第五十四条、第五十八条、第六十一条、第六十二条、第六十二条の三から第六十二条の五まで、第六十四条から第六十六条まで、第八十三条、第九十九条、**第百三条**の七及び第百五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被保険者の被扶養者が法第百十条第二項第一号ハ又は二」と、「一部負担金の割合」とあるのは「百分の百から法第百十条第二項第一号ハ又は二に定める割合を控除して得た割合」と読み替えるものとする。

(家族療養費の支払)

第九十三条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条、第五十四条、第九十九条、**第百三条**の七第五項又は第百五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第百十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八条の二 令第四十一条第七項の規定による保険者の認定（以下この条（第四項を除く。）において単に「認定」という。）は、**第百三条**の七第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第四十二条第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

254 (略)

第百三条 (略)

(令第四十二条第十項第二号の厚生労働省令で定める要保護者)

第百三条の二 令第四十二条第十項第二号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の二第二項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の三第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

及び第五項並びに第百六条第一項を除き、以下同じ。）、保険薬局等（法第六十三条第三項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。）、又は指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）、において被保険者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 (略)

355 (略)

(家族療養費の支給)

第九十条 第五十三条、第五十四条、第五十八条、第六十一条、第六十二条、第六十二条の三から第六十二条の五まで、第六十四条から第六十六条まで、第八十三条、第九十九条、**第百三条**の二及び第百五条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは「被保険者の被扶養者が法第百十条第二項第一号ハ又は二」と、「一部負担金の割合」とあるのは「百分の百から法第百十条第二項第一号ハ又は二に定める割合を控除して得た割合」と読み替えるものとする。

(家族療養費の支払)

第九十三条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条、第五十四条、第九十九条、**第百三条**の二第五項又は第百五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第百十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八条の二 令第四十一条第七項の規定による保険者の認定（以下この条（第四項を除く。）において単に「認定」という。）は、**第百三条**の二第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定又は限度額適用認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第四十二条第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

254 (略)

第百三条 (略)

(新設)

（令第四十二条第十一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の三 令第四十二条第十一項第四号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第四号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の四 令第四十二条第十二項第四号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める要保護者）

第百三条の五 令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一条の第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八条第三号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二条の第三号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

（令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める日）

第百三条の六 令第四十二条第十二項第五号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（限度額適用の認定等）

第百三条の七 （略）

256 （略）

7 第四十七条第五項、第六項及び第八項、第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条第三項から第五項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。）中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百三条の七第四項の意思を表示しない者」と、第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百三条の七第四項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第百五条 限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、保険者に提出しなければならない。

一 三 （略）

四 令第四十二条第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

255 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（限度額適用の認定等）

第百三条の二 （略）

256 （略）

7 第四十七条第五項、第六項及び第八項、第四十八条から第五十条まで並びに第五十一条第三項から第五項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。）中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百三条の二第四項の意思を表示しない者」と、第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百三条の二第四項の意思を表示しない者」と読み替えるものとする。

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第百五条 限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、保険者に提出しなければならない。

一 三 （略）

四 令第四十二条第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

255 （略）

[illegible]

（月間の高額療養費の支給の申請）

第九九条 法第百十五条の規定により高額療養費（令第四十一条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

二 同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、令第四十一条第一号イからハまでに掲げる額が二万千円（令第四十一条の三第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上であるものに限る。）について、それぞれ次に掲げる事項

イ
ス
へ
(略)

三・四
(略)

2
•
3
略

6 第四十七条第五項、第六項及び第八項、第四十八条から第五十条まで、第五十一条第三項か

ら第五項まで並びに第百三条の二第三項の規定は、限度額適用 標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第四十七条第五項、第五十条第二項及び第五十一条第三項を除く。）中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者又は第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第四十七条第五項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第四十九条第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第五十条第二項及び第五十一条第三項中「任意継続被保険者」とあるのは「任意継続被保険者及び第百五条第三項の意思を表示しない者」と、第百三条の二第三項第五号中「令第四十三条第一号イに掲げる者が令第四十二条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一号ロに掲げる者が令第四十二条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一号ニに掲げる者が令第四十二条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ハに掲げる者が令第四十二条第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号二に掲げる者が令第四十二条第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号ハに掲げる者が令第四十二条第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第三号二に掲げる者が令第四十二条第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれか」とあるのは「令第四十三条第一項第一号ホに掲げる者が令第四十二条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第四十三条第一項第二号ホに掲げる者が令第四十二条第三項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号ホに掲げる者が令第四十二条第四項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第一項第三号二に掲げる者が令第四十二条第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第四十三条第三項若しくは第四項の規定により令第四十二条第二項第一号から第四号までのいずれか」と読み替えるものとする。

(月間の高額療養費の支給の申請)

第九九条 法第十五条の規定により高額療養費(令第四十一条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

二 同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、令第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額が二万千円（令第四十二条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上であるものに限る。）について、それぞれ次に掲げる事項

イ
ス
へ
(略)

三・四(略)

2
•
3
(略)

(令第四十一条の二の年間の高額療養費の支給の申請等)
第百九条の二 (略)

2 (略)

3 | 申請者が、令第四十二条第十項第二号に該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 | 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、第二項第一号の証明書交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けた者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第四十一条の二第一項に規定する高額療養費算定基準額並びに基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 (略)

5 | 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができる。この場合において、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

6 | 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けた者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(令第四十一条の二の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第百九条の二の二 (略)

(令第四十一条の三の年間の高額療養費の支給の申請等)

第百九条の二の二の二 法第百十五条の規定により高額療養費（令第四十一条の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四 申請者が計算期間における当該被保険者の被保険者であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

(年間の高額療養費の支給の申請等)
第百九条の二 (略)

2 (略)

(新設)

3 | 第一項の規定による申請書の提出を受けた保険者は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けた者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第四十一条の二第一項に規定する基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 (略)

4 | 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができる。この場合において、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 | 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けた者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第百九条の二の二 (略)

(新設)

五 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2| 申請者が、令第四十二条第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、前項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

3| 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができる。この場合において、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、前二項の規定を適用する。

（令第四十三条の二第二項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百九条の二の三 令第四十三条の二第二項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日被保険者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
一	日雇特例被保険者であつた期間	令第四十四条第七項において準用する令第四十三条の二第二項第一号に規定する合算額
(略)	(略)	(略)

（令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百九条の三 令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 令第四十三条の二第二項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

一の項	令第四十四条第六項において準用する令第四十三条の二第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（令第四十四条第一項において準用する令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（令第四十四
-----	--

（令第四十三条の二第二項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百九条の二の三 令第四十三条の二第二項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日被保険者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
一	日雇特例被保険者であつた期間	令第四十四条第六項において準用する令第四十三条の二第二項第一号に規定する合算額
(略)	(略)	(略)

（令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百九条の三 令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 令第四十三条の二第二項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

一の項	令第四十四条第五項において準用する令第四十三条の二第二項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（令第四十四条第一項において準用する令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（令第四十四
-----	--

（略）	条第一項において準用する令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から令第四十一条第一項において準用する令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を令第四十四条第一項において準用する令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、令第四十四条第一項において準用する令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、令第四十四条第二項又は第三項において準用する令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）
（略）	

(令第四十三条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第百九条の四 令第四十三条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

一	日雇特例被保険者又はその被扶養者	令第四十四条第六項において準用する令第四十三條の二第一項各号（令第四十四條第六項において準用する令第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
（略）	（略）	（略）

(令第四十三条の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第百九条の五 令第四十三条の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項	令第四十四条第六項において準用する令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

(略)	
(略)	条第一項において準用する令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から令第四十四条第一項において準用する令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を令第四十四条第一項において準用する令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額を控除した額とし、令第四十四条第一項において準用する令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、令第四十四条第二項又は第三項において準用する令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。)

(令第四十三条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第九九条の四 令第四十三条の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

一	日雇特例被保険者又はその被扶養者	令第四十四条第五項において準用する令第四十三条の二第一項各号（令第四十四条第五項において準用する令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
（略）	（略）	（略）

(令第四十三條の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第九九条の五 令第四十三条の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

一の項	令第四十四条第五項において準用する令第四十三条の第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）
第九九条の八 令第四十三條の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第四十四條第六項において準用する令第四十三條の三第一項及び第二項		（略）
（略）	（略）	（略）

（保険給付に関する手続の特例）

第一百一十條 協会は、保険給付に関する手続について、厚生労働大臣の承認を得て、第六十一條（第九十條において準用する場合を含む。）、第六十二條の四（第九十條において準用する場合を含む。）、第六十五條（第九十條及び第九十四條において準用する場合を含む。）、第六十六條（第九十條において準用する場合を含む。）、第八十二條（第九十五條において準用する場合を含む。）、第八十四條から第八十八條まで、第九十六條、第九十七條、第一百三條の七（第九十條において準用する場合を含む。）及び第九九條から第九九條の二の二までの規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

2 （略）

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第二百二十九條の三 令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号ロ若しくはハの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、日雇特例被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一 三 （略）

四 令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

2 4 （略）

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）
第九九条の八 令第四十三條の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第四十四條第五項において準用する令第四十三條の三第一項及び第二項		（略）
（略）	（略）	（略）

（保険給付に関する手続の特例）

第一百一十條 協会は、保険給付に関する手続について、厚生労働大臣の承認を得て、第六十一條（第九十條において準用する場合を含む。）、第六十二條の四（第九十條において準用する場合を含む。）、第六十五條（第九十條及び第九十四條において準用する場合を含む。）、第六十六條（第九十條において準用する場合を含む。）、第八十二條（第九十五條において準用する場合を含む。）、第八十四條から第八十八條まで、第九十六條、第九十七條、第一百三條の二（第九十條において準用する場合を含む。）及び第九九條の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

2 （略）

（限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等）

第二百二十九條の三 令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはハ、第三号ホ若しくはハ若しくは第四号ロの規定による協会の認定又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定（令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「認定」という。）を受けようとするときは、日雇特例被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一 三 （略）

四 令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

2 4 （略）

[illegible]

第百三十四条 の章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十七条、第五十八条、第六十一条から第六十六条まで、第六十九条、第七十一条、第七十二条、第八十一条、第八十二条、第八十四条（第七項を除く）、第八十五条から第八十七条まで（同条第三項を除く）、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第九十九条まで（同条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項を除く）、第九十九条の二から第一百三条の六まで、第六十六条から第一百条まで、第一百十二条及び第一百十二条の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。）中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、「被保険者等記号・番号」とあるのは「日雇特例被保険者手帳の記号及び番号」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

5 前条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、同項第三号中「令第四十四条第一項において準用する令第四十三條第一號一ヨに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第一號一ヨに掲げる場合に該当しなくなったとき又は令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第三項若しくは第四項の規定により令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第二號一ヨ」とあるのは、「令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一號一ヨホに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第五号に掲げる場合に該当しなくなったとき、令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一號第二号ホに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第五号に掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第六号に掲げる場合に該当しなくなったとき、令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一號第三号ホに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第六号に掲げる場合に該当しなくなったとき、令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一號第三号ヘに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一號第三号ニに掲げる場合に該当しなくなったとき若しくは令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一號第三号ヒに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一號第三号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている日雇特例被保険者又はその被扶養者が令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第一號第三号ハに掲げる場合に該当しなくなったとき又は令第四十四條第一項において準用する令第四十三條第三項若しくは第四項の規定により令第四十四條第一項において準用する令第四十二條第五号」と読み替えるものとする。

第百三十四条 この章に規定するもののほか、日雇特例被保険者に係る保険給付については、第三十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条、第五十七条、第五十八条、第六十一条から第三十六条まで、第六十九条、第七十一条、第七十二条、第八十一条、第八十二条、第八十四条（第七項を除く。）、第八十五条から第八十七条まで（同条第三項を除く。）、第八十八条、第八十九条第一項、第九十三条、第九十五条から第百三条まで（第九十九条第五項第一号及び第二号、第八項並びに第九項を除く。）、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第百六条から第百十条まで、第百十二条及び第百十二条の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。）中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）」と、「被保険者等記号・番号」とあるのは「日雇特例被保険者手帳の記号及び番号」と、それぞれ読み替へるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

</			

三 令第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは、第三号ホ若しくはは、第四号ロ若しくはハの規定による協会の認定又は同条第三項若しくはは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第九十三條第二項及び第九十五條において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十五條第三項の意思を表示した場合を除く。）

8
(略)

第九十二条 (略)

(令第九条第十項第二号の厚生労働省令で定める要保護者)

第九十二条の二 令第九条第十項第二号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号へ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

(令第九条第十一項第四号の厚生労働省令で定める要保護者)

第九十二条の三 令第九条第十一項第四号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号へ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

(令第九条第十二項第四号の厚生労働省令で定める要保護者)

第九十二条の四 令第九条第十二項第四号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号へ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

(令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定める要保護者)

第九十二条の五 令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定めるものは、令第八条の三第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十条第一項第二号へ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

(令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定める日)

第九十二条の六 令第九条第十二項第五号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

第九十五条 限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 令第九条第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

2 5
(略)

三 令第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはは、第三号ホ若しくはは、第四号ロの規定による協会の認定又は同条第三項若しくはは第四項の規定による協会の認定（令第九条第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（第九十三條第二項及び第九十五條において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）に係る情報を資格確認書に記載した場合（申請者が第九十五條第三項の意思を表示した場合を除く。）

8
(略)

第九十二条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等)

第九十五条 限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、協会に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 令第九条第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号に掲げる者のいずれかに該当している旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当している旨

2 5
(略)

6 第三十五条第五項、第六項及び第八項、第三十六条から第三十八条まで、第四十条第一項から第三項まで並びに第九十三条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第五項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十五条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十七條第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第九十三条第三項第四号中「令第十条第一項第一号イに掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ニに掲げる者が令第九条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号二に掲げる者が令第九条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ハに掲げる者が令第九条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号若しくは第二号のいずれか」とあるのは「令第十条第一項第一号ホに掲げる者が令第九条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ホに掲げる者が令第九条第三項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ホに掲げる者が令第九条第三項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ホに掲げる者が令第九条第四項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ヘに掲げる者が令第九条第四項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ロ若しくはハに掲げる者が令第九条第五項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第五号」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第九十九条 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、令第八条第一項第一号イからハまでに掲げる額が二万千円（令第八条の三第一項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては一万五百円）以上であるものに限る。）について、それぞれ次に掲げる事項

イハ （略）

四ハ六 （略）

2・3 （略）

6 第三十五条第五項、第六項及び第八項、第三十六条から第三十八条まで、第四十条第一項から第三項まで並びに第九十三条第三項の規定は、限度額適用・標準負担額減額認定証について準用する。この場合において、これらの規定（第三十五条第五項、第三十八条第二項及び第四十条第三項を除く。）中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者又は第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十五条第五項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第三十七條第一項中「申請することができる」とあるのは「申請しなければならない」と、第三十八条第二項及び第四十条第三項中「疾病任意継続被保険者」とあるのは「疾病任意継続被保険者及び第九十五条第三項の意思を表示しない者」と、第九十三条第三項第四号中「令第十条第一項第一号イに掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第一号ニに掲げる者が令第九条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号二に掲げる者が令第九条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ハに掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ハに掲げる者が令第九条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ニに掲げる者が令第九条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号若しくは第二号のいずれか」とあるのは「令第十条第一項第一号ホに掲げる者が令第九条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ホに掲げる者が令第九条第三項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ホに掲げる者が令第九条第三項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第三号ホに掲げる者が令第九条第四項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号ヘに掲げる者が令第九条第四項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ロに掲げる者が令第九条第五項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第五号」と読み替えるものとする。

（月間の高額療養費の支給の申請）

第九十九条 法第八十三条の規定により高額療養費（令第八条の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者から受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、令第八条第一項第一号イからハまでに掲げる額が二万千円（令第九条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては一万五百円）以上であるものに限る。）について、それぞれ次に掲げる事項

イハ （略）

四ハ六 （略）

2・3 （略）

(令第八条の二の年間の高額療養費の支給の申請等)
第九十九条の二 (略)

2 (略)

3 申請者が、令第九条第十項第二号に該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、第二項第一号の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第八条の二第一項に規定する高額療養費算定基準額並びに基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 (略)

5 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(令第八条の二の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第九十九条の三 (略)

(令第八条の三の年間の高額療養費の支給の申請等)

第九十九条の三の二 法第八十三條の規定により高額療養費（令第八条の三の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一 被保険者等記号・番号又は個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四 申請者が計算期間における被保険者であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

(年間の高額療養費の支給の申請等)
第九十九条の二 (略)

2 (略)

(新設)

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた協会は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第八条の二第一項に規定する基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 (略)

4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第九十九条の三 (略)

(新設)

五 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 払渡しを受けようとする預貯金口座として、公金受取口座を利用する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡しを受けようとする金融機関等の名称

2 申請者が、令第九条第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、前項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

3 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する被保険者は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、前二項の規定を適用する。

（令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百条 令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日被保険者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)		(略)
二	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第七項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
(略)	(略)	(略)

（令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百一条 令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 令第十一条第一項第三号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養

（令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百条 令第十一条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日被保険者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)		(略)
二	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
(略)	(略)	(略)

（令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第百一条 令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 令第十一条第一項第三号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養

(略)	費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、令第四十四条第二項又は第二項において準用する令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
-----	--

三・四 (略)

（令第十一条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額）

第二百二条 令第十一条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
(略)	(略)	(略)

（令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二百三条 令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

(略)	費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、令第四十四条第二項又は第二項において準用する令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
-----	--

三・四 (略)

（令第十一条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額）

第二百二条 令第十一条第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
(略)	(略)	(略)

（令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二百三条 令第十一条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）
第百六条 令第十二条第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	
	健康保険法施行令 第四十四条第六項 において準用する 同令第四十三条の 三第一項及び第二 項	(略)
(略)	次条第一項	第四十四条第八項

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）
第百六条 令第十二条第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	
	健康保険法施行令 第四十四条第五項 において準用する 同令第四十三条の 三第一項及び第二 項	(略)
(略)	次条第一項	第四十四条第七項

（国民健康保険法施行規則の一部改正）
第三条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

第二十七条の十三の七 (略)

（令第二十九条の三第十一項第二号並びに第十二項第二号、第三号又は第四号及び第十四項第五号の厚生労働省令で定める日）
第二十七条の十四 令第二十九条の三第十一項第二号並びに第十二項第二号、第三号又は第四号及び第十四項第五号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

（令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ若しくは二又は第四号ロ、ハ若しくは二の療養に要した費用の額の算定）
第二十七条の十四の三 第二十七条の十三の七の規定は、令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ若しくは二又は第四号ロ、ハ若しくは二に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはハ、第四号ホ若しくはハ又は第五号ロ若しくはハの市町村又は組合の認定）
第二十七条の十四の五 市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第五号若しくは第六号、第五項第五号若しくは第六号又は第六項第二号若しくは第三号に掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはハ、第四号ホ若しくはハ又は第五号ロ若しくはハの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

改正前

第二十七条の十四 (略)

（新設）

（令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ若しくは二又は第四号ロ、ハ若しくは二の療養に要した費用の額の算定）
第二十七条の十四の三 第二十七条の十四の規定は、令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ若しくは二又は第四号ロ、ハ若しくは二に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

（令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはハ、第四号ホ若しくはハ又は第五号ロの市町村又は組合の認定）
第二十七条の十四の五 市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第五号若しくは第六号、第五項第五号若しくは第六号又は第六項第二号に掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはハ、第四号ホ若しくはハ又は第五号ロの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2 (略)

3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一 令第二十九条の四第一項第三号ホに掲げる者が令第二十九条の三第四項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十九条の三第四項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第四号ホに掲げる者が令第二十九条の三第五項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号ヘに掲げる者が令第二十九条の三第五項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第五号ロに掲げる者が令第二十九条の三第六項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第五号ハに掲げる者が令第二十九条の三第六項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二 (略)

4 6 (略)

(月間の高額療養費の支給申請)

第二十七条の十六 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十七条の二の規定により高額療養費（令第二十九条の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（口において「病院等」という。）について受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養にあつては、当該療養に係る令第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額が二万千円（令第二十九条の二の三第一項第一号イに規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上であるものに限る。）についてそれぞれ次に掲げる事項

イ へ (略)

二・三 (略)

2 4 (略)

(高額療養費の支給申請に係る特例)

第二十七条の十七 市町村は、法第五十七条の二に規定する高額療養費の世帯主による支給申請に関する手続について、前条、次条及び第二十七条の十七の四の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

(令第二十九条の二の二の年間の高額療養費の支給申請等)

第二十七条の十七の二 (略)

2 (略)

3 令第二十九条の二の二第一項の規定による高額療養費が、令第二十九条の三第十一項第二号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 (略)

3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一 令第二十九条の四第一項第三号ホに掲げる者が令第二十九条の三第四項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十九条の三第四項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第四号ホに掲げる者が令第二十九条の三第五項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号ヘに掲げる者が令第二十九条の三第五項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第五号ロに掲げる者が令第二十九条の三第六項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二 (略)

4 6 (略)

(月間の高額療養費の支給申請)

第二十七条の十六 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十七条の二の規定により高額療養費（令第二十九条の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条及び次条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（口において「病院等」という。）について受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養にあつては、当該療養に係る令第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額が二万千円（令第二十九条の二の三第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上であるものに限る。）についてそれぞれ次に掲げる事項

イ へ (略)

二・三 (略)

2 4 (略)

(高額療養費の支給申請に係る特例)

第二十七条の十七 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続について、前条及び次条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

(年間の高額療養費の支給申請等)

第二十七条の十七の二 (略)

2 (略)

(新設)

4 市町村又は組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、第二項第一号の証明書
書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、次に掲げる事項を遅滞
なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第二十九条の二の二第一項に規定する高額療養費算定基準額並
びに基準日世帯主等合算額、基準日世帯員合算額及び元世帯員合算額

二 (略)

5 精算対象者（計算期間の途中で死亡した世帯員（令第二十九条の二の二第二項第三号に規定
する世帯員をいう。次条、第二十七条の十七の四、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十
七において同じ。）その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）と当該死亡した日
その他これに準ずる日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象
者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請
を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

6 前項の申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通
知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した世帯員（令第二十九
条の二の二第二項第三号に規定する世帯員をいう。）その他これに準ずる者をいう。）に対する証
明書を交付した者及び同項ただし書に規定する情報を提供した者以外のものに対する通知は省
略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（令第二十九条の二の二の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等）

第二十七条の十七の三 (略)

（令第二十九条の二の三の年間の高額療養費の支給申請等）

第二十七条の十七の四

基準日世帯主等（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十
七条の二の規定により高額療養費（令第二十九条の二の三第一項又は第二項の規定により支給
される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲
げる事項を記載した高額療養費支給申請書を、当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提
出しなければならない。ただし、計算期間において申請者が当該市町村又は組合の被保険者と
して受けた療養に係る高額療養費の支給を受けようとするときであつて、当該申請者が基準日
において当該市町村又は組合の被保険者でないときは、この限りでない。

一 申請者及び基準日世帯員の氏名、生年月日及び個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者が計算期間における当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた間に、
高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

四 被保険者記号・番号

2 令第二十九条の二の三第一項の規定による高額療養費が、令第二十九条の三第十二項第二号
の規定によらないものであるときは、前項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなけれ
ばならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認するこ
とができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 市町村又は組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、前項第一号の証明書
を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、次に掲げる事項を遅滞な
く通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日世帯主等合算額、
基準日世帯員合算額及び元世帯員合算額

二 (略)

4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した世帯員（令第二十九条の二の二第八項に規定する世
帯員をいう。次条、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十七において同じ。）その他これに
準ずる者をいう。以下この項において同じ。）と当該死亡した日その他これに準ずる日において
同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算
定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみ
なして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通
知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した世帯員（令第二十九
条の二の二第八項に規定する世帯員をいう。）その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を
交付した者及び同項ただし書に規定する情報を提供した者以外のものに対する通知は省略する
ことができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等）

第二十七条の十七の三 (略)

（新設）

3 | 高額療養費が、令第二十九条の三第十二項第四号又は第十四項第四号若しくは第五号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

4 | 精算対象者（計算期間の途中で死亡した世帯員その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）と当該死亡した日その他これに準ずる日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、前各項の規定を適用する。

5 | 第一項の規定は、令第二十九条の二の三第三項に規定する国民健康保険の世帯主等であつた者が、法第五十七条の二の規定により高額療養費（令第二十九条の二の三第三項の規定により支給される高額療養費に限る。）の支給を受けようとするときについて準用する。この場合において、第二項中「基準日世帯主等」とあるのは「令第二十九条の二の三第三項に規定する国民健康保険の世帯主等であつた者」と、同項第一号中「基準日世帯員」とあるのは「計算期間においてその世帯員であつた者」と読み替えるものとする。

（令第二十九条の四の二第二項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十八 令第二十九条の四の二第二項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第七項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
(略)	(略)	(略)

（令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十九 令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

3 | 高額療養費が、令第二十九条の三第十二項第四号又は第十四項第四号若しくは第五号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

4 | 精算対象者（計算期間の途中で死亡した世帯員その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）と当該死亡した日その他これに準ずる日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、前各項の規定を適用する。

5 | 第一項の規定は、令第二十九条の二の三第三項に規定する国民健康保険の世帯主等であつた者が、法第五十七条の二の規定により高額療養費（令第二十九条の二の三第三項の規定により支給される高額療養費に限る。）の支給を受けようとするときについて準用する。この場合において、第二項中「基準日世帯主等」とあるのは「令第二十九条の二の三第三項に規定する国民健康保険の世帯主等であつた者」と、同項第一号中「基準日世帯員」とあるのは「計算期間においてその世帯員であつた者」と読み替えるものとする。

（令第二十九条の四の二第二項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十八 令第二十九条の四の二第二項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
(略)	(略)	(略)

（令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十九 令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 令第二十九条の四の二第一項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

三・四 (略)
(令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二十七条の二十 令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、国民健康保険の世帯主等であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
(略)	(略)	(略)

二 令第二十九条の四の二第一項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

三・四 (略)
(令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第二十七条の二十 令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、国民健康保険の世帯主等であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
(略)	(略)	(略)

(令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第二十七条の二十一 令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)
第二十七条の二十四 令第二十九条の四の三第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次条第一項	第四十四条第八項
(略)	(略)	(略)

(高額介護合算療養費の支給申請等)
第二十七条の二十六 基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、計算期間において申請者が当該市町村又は組合の被保険者として受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給を受けようとするときであつて、当該申請者が基準日において当該市町村又は組合の被保険者でないときは、この限りでない。

一五 (略)
二七 (略)

(令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)
第二十七条の二十一 令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
(略)	(略)

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)
第二十七条の二十四 令第二十九条の四の三第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次条第一項	第四十四条第七項
(略)	(略)	(略)

(高額介護合算療養費の支給申請等)
第二十七条の二十六 基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者（以下この条において「申請者」という。）は、法第五十七条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一五 (略)
二七 (略)

（申請書の記載事項） 第二十八条の二 第六条、第七条の二の二、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十四の五、第二十七条の十六、第二十七条の十七の二、第二十七条の十七の三、第二十七条の十七の四、第二十七条の二十六、第二十七条の二十七及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。		（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正） 第四条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。	
（申請書の記載事項） 第二十八条の二 第六条、第七条の二の二、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十四の五、第二十七条の十六、第二十七条の十七の二、第二十七条の十七の三、第二十七条の十七の四、第二十七条の二十六、第二十七条の二十七及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。		（傍線部分は改正部分）	
改 正 後		改 正 前	
（令第二条第五号の厚生労働省令で定める事務） 第七条 令第二条第五号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 十九（略） 十九の二 第七十条の二第一項の規定による申請書の提出の受付 十九の三 第七十条の三第一項の規定による申請書の提出の受付 十九の四 第七十条の三第三項の規定により交付される証明書の引渡し 十九の五 第七十条の四第一項の規定による申請書の提出の受付 十九の六 第七十条の五第一項の規定による申請書の提出の受付 十九の七 第七十条の六第一項の規定による申請書の提出の受付 十九の八 第七十条の六第三項の規定により交付される証明書の引渡し 十九の九（略） 十九の十（略） 十九の十一 第七十一条の十第二項の規定により交付される証明書の引渡し 二十 二十二（略） 第六十二条の四 （略） （令第十四条の三第二項の厚生労働省令で定める日） 第六十二条の五 令第十四条の三第二項の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。 第六十二条の六 （略） （令第十五条第八項第二号の厚生労働省令で定める日及び厚生労働省令で定める要保護者） 第六十五条の二 令第十五条第八項第二号の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とし、同号の厚生労働省令で定める要保護者は、令第十四条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。		（令第二条第五号の厚生労働省令で定める事務） 第七条 令第二条第五号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 十九（略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 十九の二（略） 十九の三（略） 十九の四 第七十一条の十第二項の規定による証明書の引渡し 二十 二十二（略） 第六十二条の四 （略） （新設） 第六十二条の五 （略） （新設）	

(令第十五条第九項第四号の厚生労働省令で定める日及び厚生労働省令で定める要保護者)

第六十五条の三 令第十五条第九項第四号の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とし、同号の厚生労働省令で定める要保護者は、令第十四条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

(令第十五条第九項第五号の厚生労働省令で定める日及び厚生労働省令で定める要保護者)

第六十五条の四 令第十五条第九項第五号の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とし、同号の厚生労働省令で定める要保護者は、令第十四条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第二号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。

(限度額適用・標準負担額減額の認定等)

第六十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第五号若しくは第六号、第二項第五号若しくは第六号若しくは第三項第二号若しくは第三号に掲げる者のいずれかに該当するとき又は令第十四条第七項に該当するときは、有効期限を定めて、令第十六条第一項第一号ホ若しくはハ、第二号ホ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「認定」という)を行わなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により資格確認書の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一 (略)

二 令第十六条第一項第一号ホに掲げる者が令第十五条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第一号ヘに掲げる者が令第十五条第一項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ホに掲げる者が令第十五条第二項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ヘに掲げる者が令第十五条第二項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第三号ロに掲げる者が令第十五条第三項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第三号ハに掲げる者が令第十五条第三項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十四条第七項に該当していることにつき認定を受けている者が同項に該当しなくなったとき。

4 5 6 (略)

(新設)

(新設)

(限度額適用・標準負担額減額の認定等)

第六十七条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が令第十五条第一項第五号若しくは第六号、第二項第五号若しくは第六号若しくは第三項第二号に掲げる者のいずれかに該当するとき又は令第十四条第七項に該当するときは、有効期限を定めて、令第十六条第一項第一号ホ若しくはハ、第二号ホ若しくはハ、第三号ロ又は第四号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下この条において「認定」という)を行わなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により資格確認書の交付を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該資格確認書を後期高齢者医療広域連合に返還しなければならない。

一 (略)

二 令第十六条第一項第一号ホに掲げる者が令第十五条第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第一号ヘに掲げる者が令第十五条第二項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十六条第一項第二号ホに掲げる者が令第十五条第二項第六号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十六条第一項第三号ロに掲げる者が令第十五条第三項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十四条第七項に該当していることにつき認定を受けている者が同項に該当しなくなったとき。

4 5 6 (略)

(令第十四条の二の年間の高額療養費の支給申請等)

第七十条の二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は後期高齢者医療広域連合が同項第五号に掲げる医療保険者から令第十四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することができる。後期高齢者医療広域連合は、第二号に掲げる所得区分を証する書類は、当該所得区分を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一・二 (略)

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第十四条の二第一項に規定する高額療養費算定基準額及び基準日被保険者合算額

二 (略)

(令第十四条の二の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等)

第七十条の三 (略)

(令第十四条の三の年間の高額療養費の支給申請等)

第七十条の四 法第八十四条の規定により高額療養費(令第十四条の三第一項又は第二項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする基準日被保険者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 申請者の氏名及び個人番号

三 計算期間の始期及び終期

四 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた年月

五 基準日世帯被保険者が、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合(以下この号及び次項において「他の後期高齢者医療広域連合」という。)の被保険者であつた期間がある場合における、当該他の後期高齢者医療広域連合の名称及び当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は後期高齢者医療広域連合が同項第五号に掲げる他の後期高齢者医療広域連合から令第十四条の三第一項第二号に掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することができる。後期高齢者医療広域連合は、第二号に掲げる所得区分を証する書類は、当該所得区分を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第十四条の三第一項第二号に掲げる額に関する証明書

二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

(年間の高額療養費の支給申請等)

第七十条の二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は後期高齢者医療広域連合が同項第五号に掲げる医療保険者から令第十四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することができる。保険者は、第二号に掲げる所得区分を証する書類は、当該所得区分を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一・二 (略)

3 第一項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第十四条の二第一項に規定する基準日被保険者合算額

二 (略)

(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等)

第七十条の三 (略)

(新設)

3| 申請者が、令第十四条の三第二項に該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4| 第一項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、次に掲げる事項を、第二項第一号の証明書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第十四条の三第一項に規定する高額療養費算定基準額及び一部負担金等年間世帯合算額

二 その他高額療養費の支給に必要な事項

第七十条の五 法第八十四条の規定により高額療養費（令第十四条の三第四項又は第五項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする被保険者（令第十四条の三第四項及び第五項に規定する者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合（次条第一項第五号に掲げる後期高齢者医療広域連合に該当する場合に限る。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 被保険者番号

二 申請者の氏名及び個人番号

三 計算期間の始期及び終期

四 基準日に加入する医療保険者の名称

五 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった間に、高額療養費に係る療養を受けた年月

六 申請者又は基準日において当該申請者の被扶養者等（令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下同じ。）（申請者が令第十四条の三第五項に規定する者に該当する場合にあつては、基準日において当該申請者がその被扶養者等である組合員等（令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいい、国民健康保険の世帯主等であつて被保険者である者を除く。）である者が、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合（以下この号及び次項において「他の後期高齢者医療広域連合」という。）の被保険者であつた期間がある場合における、当該他の後期高齢者医療広域連合の名称及び当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた期間

2| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は後期高齢者医療広域連合が同項第六号に掲げる他の後期高齢者医療広域連合から令第十四条の三第四項第二号（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することができ、後期高齢者医療広域連合は、第二号に掲げる所得区分を証する書類は、当該所得区分を公簿等又はその写しによつて確認することができる。当該書類を省略させることができる。

一 令第十四条の三第四項第二号に掲げる額に関する証明書

二 計算期間に最後に被保険者の資格を喪失した日の前日における申請者の所得区分を証する書類

（新設）

3 | 第一項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、次に掲げる事項を、第二項第一号の証明書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

- 一 当該申請者に適用される令第十四条の三第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する高額療養費算定基準額及び一部負担金等年間世帯合算額
 - 二 その他高額療養費の支給に必要な事項
- （令第十四条の三の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等）

第七十条の六 法第八十四条の規定により高額療養費（令第十四条の三第三項から第五項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする被保険者（令第十四条の三第三項、第四項及び第五項に規定する者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合（第五号に掲げる後期高齢者医療広域連合に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

- 一 被保険者番号
- 二 申請者の氏名及び個人番号
- 三 計算期間の始期及び終期
- 四 基準日に加算する医療保険者の名称

五 申請者が計算期間において最後に被保険者の資格を喪失した日の前日において当該申請者が住所を有していた市町村（申請者が同日において法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けていた場合にあつては、同項に規定する従前住所地市町村）の加入する後期高齢者医療広域連合（申請者が同日において法第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた場合にあつては、これらの規定に規定する他の後期高齢者医療広域連合）の名称（申請者が令第十四条の三第四項又は第五項に規定する者に該当する場合に限る。）

六 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた年月

2 | 前項の申請書には、基準日（申請者が令第十四条の三第四項又は第五項に規定する者に該当する場合にあつては、計算期間に最後に被保険者の資格を喪失した日の前日。第四項において同じ。）における申請者の所得区分を証する書類を添付しなければならない。

（新設）

3 後期高齢者医療広域連合は、第二項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に 対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。ただし、第六項に規定す る場合に該当するときは、この限りでない。		
一 被保険者番号		
二 申請者の氏名		
三 申請者が計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった期間		
四 計算期間（申請者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限る。）において、 当該申請者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者として受けた高額療養費に係る療養に 係る令第十四条の三第一項第一号に規定する合算額		
五 当該後期高齢者医療広域連合の名称及び所在地		
六 その他必要な事項		
4 第一項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、当該申請に係る基準 日の翌日から二年以内に同項第四号に掲げる医療保険者（申請者が令第十四条の三第三項に規 定する者に該当する場合に限る。）又は第一項第五号に掲げる後期高齢者医療広域連合から高額 療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関 する確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかったものとみなすことができる。		
5 後期高齢者医療広域連合は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる 者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費等の額の算定に必要な第三項の証明書 の交付申請を、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（当該精算対象者を除く。） から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。		
6 第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者（申請者が令第十四条の三第三項に規定 する者に該当する場合に限る。以下この項において同じ。）又は第一項第五号に掲げる後期高齢 者医療広域連合（以下この条において「医療保険者等」という。）を経由して提出することがで きる。この場合において、当該医療保険者等を経由して当該申請書の提出を受けた後期高齢者 医療広域連合は、当該医療保険者等に対し、第三項第一号及び第三号から第六号までに掲げる 事項に関する情報を提供しなければならない。		
（令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）		
第七十一条の二 令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額 は、計算期間において、基準日世帯被保険者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に 応じ、それぞれ当該期間に当該基準日世帯被保険者が受けた療養又はその被扶養者等がその被 扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。		
(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者であつた 期間	健康保険法施行令第四十四条第七項にお いて準用する同令第四十三条の二第一項 第一号に規定する合算額
(略)	(略)	(略)

（令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）		
第七十一条の二 令第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額 は、計算期間において、基準日世帯被保険者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に 応じ、それぞれ当該期間に当該基準日世帯被保険者が受けた療養又はその被扶養者等がその被 扶養者等であった間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。		
(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者であつた 期間	健康保険法施行令第四十四条第六項にお いて準用する同令第四十三条の二第一項 第一号に規定する合算額
(略)	(略)	(略)

(令第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める日)
第七十一条の三 令第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とする。

(令第十六条の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第七十一条の四 令第十六条の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
(略)	(略)	(略)

(令第十六条の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第七十一条の五 令第十六条の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(略)	(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	
(略)	(略)	

(令第十六条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める日)

第七十一条の六 令第十六条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める日は、第六十二条の五に定める日とする。

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)

第七十一条の七 令第十六条の三第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(令第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める日)

第七十一条の三 令第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

(令第十六条の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額)

第七十一条の四 令第十六条の二第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、被保険者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	(略)
二	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
(略)	(略)	(略)

(令第十六条の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第七十一条の五 令第十六条の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。

(略)	(略)	(略)
二の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額	
(略)	(略)	

(令第十六条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める日)

第七十一条の六 令第十六条の三第一項第六号の厚生労働省令で定める日は、第七十一条の三に定める日とする。

(介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え)

第七十一条の七 令第十六条の三第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

健康保険法施行令		
第四十四条第六項	次条第一項	(略)
において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項		
(略)	(略)	(略)

健康保険法施行令		
第四十四条第五項	次条第一項	(略)
において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項		
(略)	(略)	(略)

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第五條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成十六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前
(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)		(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)
第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。		第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第一百一条から第百三条の五まで、第百七条及び第百八条（これらの規定を同令第百三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を生活保護法第十五条の医療扶助（以下「医療扶助」という。）とみなす。		一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第一百一条から第百三条まで、第百七条及び第百八条（これらの規定を同令第百三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を生活保護法第十五条の医療扶助（以下「医療扶助」という。）とみなす。
二 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十条から第九十二条の五まで、第九十七条及び第九十八条の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を医療扶助とみなす。		二 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第九十条から第九十二条まで、第九十七条及び第九十八条の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を医療扶助とみなす。
三 七（略）		三 七（略）
八 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第六十四条から第六十五条の四までの規定の適用については、支援給付を保護とみなす。		八 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第六十四条及び第六十五条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。
九・十（略）		九・十（略）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第十九条第三項の規定による申請)
第三条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和八年政令第二百四十号。以下「改正政令」という。)附則第十九条第三項の規定による申請は、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第百九条の二の二第二項の申請書に、改正政令第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条の二第二項ただし書に規定する基準日(同令第四十三条第十二項の規定により基準日とみなされる日を含む。)の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者である者(同令第四十二条第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。)に該当している旨を付記することによって行うものとする。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第二十二条第三項の規定による申請)

第四条 改正政令附則第二十二条第三項の規定による申請は、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第九十九条の三の二第二項の申請書に、改正政令第三条の規定による改正後の健康保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第八条の二第二項ただし書に規定する基準日(同令第十条第十二項の規定により基準日とみなされる日を含む。)の属する月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者である者(同令第九条第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。)に該当している旨を付記することによって行うものとする。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第二十五条第一項の厚生労働省令で定める日)

第五条 改正政令附則第二十五条第一項の厚生労働省令で定める日は、改正政令第五条の規定による改正後の国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の二の二第二項に規定する基準日(同令第二十九条の四第十項の規定により基準日とみなされる日を含む。次条において「基準日」という。)の属する月の初日その他これに準ずる日とする。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第二十五条第三項の規定による申請)

第六条 改正政令附則第二十五条第三項の規定による申請は、第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則第二十七条の十七の四第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の申請書に、基準日の属する月における前条に定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年(改正政令第五条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の四第十項の規定により八月一日から十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては当該基準日とみなした日の属する年の前年)の基準所得額を合算した額が八十六万円以下の場合(同令第二十九条の三第十二項第四号に掲げる場合を除く。)に該当している旨又は基準日における国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十二条第一項第四号に規定する所得の額が二十八万円未満の者である場合(同令第二十九条の三第十四項第四号又は第五号に掲げる場合を除く。)に該当している旨を付記することによって行うものとする。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第二十八条第三項の規定による申請)

第七条 改正政令附則第二十八条第三項の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七十条の四第一項又は第七十条の五第一項の申請書に、改正政令第七十条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十四条の二第二項ただし書に規定する基準日(同令第十六条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。)において療養の給付を受けることとした場合に高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十七条第一項第一号の規定が適用される者(同令第十五条第九項第四号又は第五号に掲げる者を除く。)に該当している旨を付記することによって行うものとする。

法 規 的 告 示

○法 務 省 告 示 第 五 号
厚 生 労 働 省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法 務 省 令 第 三 号) 第十二条第一項第十四号、第十四条第五号及び第十六条第三項の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

令和八年七月二十九日

法務大臣 平口 洋
厚生労働大臣 上野賢一郎
(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
1 (略)			1 (略)		
2 規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。			2 規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。		
(略)	職	種	(略)	職	種
	作 業			作 業	

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 29 日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

高額療養費制度の見直しに関する周知広報について

医療保険制度の運営については、平素から格段の御協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

高額療養費制度については、そのセーフティネット機能を将来にわたって堅持し、医療保険制度の持続可能性を確保していく観点から、長期療養者や低所得者の経済的な負担の在り方に配慮した上で、令和 8 年 8 月から及び令和 9 年 8 月からの二段階で制度見直しを行うこととしております。

つきましては、このうち令和 8 年 8 月からの当該制度見直しについて、医療機関や薬局でご活用いただけるようなポスター及びリーフレットを別添のとおり作成しておりますので、貴会内での周知にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

(参考)

令和 8 年度から及び令和 9 年度からの見直し内容については、当省のホームページに掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryokuken/juuyou/kougakuiroyou/index.html

令和8年8月から 高額療養費制度 が見直されます



高額療養費 制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。



公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

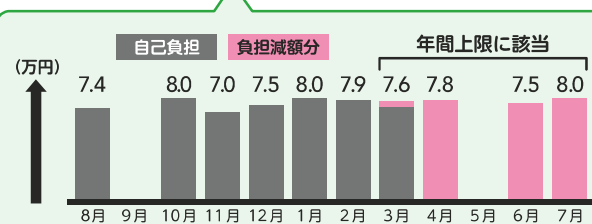
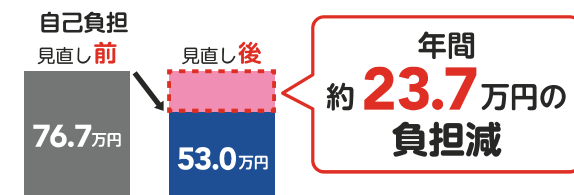
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ワ：年収約370万円～約770万円)の場合



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例（70歳以上で現役並み以外の方）
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター

☎ 0120-617-111
においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）
※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋1% ＜140,100円＞	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円＋1% ＜93,000円＞	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円＋1% ＜44,400円＞	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 ＜44,400円(※1)＞	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 ＜24,600円＞	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。
※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

月に医療機関に支払った金額が高額になった場合に、
れた上限額を超えて支
度です。上限額は、個人
決まっています。

公的医療保険制度の

高額療養費の上

月単位の自己負担について、
ため、医療費の伸びや所得に
ご理解をお願いいたします。

たり治療が必要な方のセーフティネット機能

額が新設されました

がっても、年間の上限額に達
については、保険者から還付

の新設により、
軽くなる場合があります。

に該当しなかった方
当」の対象から外れる方
を利用している方

例：これまで多数回該当
(区分ウ：年収約 370 万円)

